

第7次 雄武町障がい者計画

第7次障がい者基本計画

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

雄武町

はじめに

新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、いまだ、収束が見通せない状況が続いています。令和2年度は、町の様々な活動が自粛を余儀なくされる中、障がい者の暮らしも大きく影響を受けた1年でした。

こうした状況の中、本町では、令和3年度から5年度を計画期間とする、「第7次障がい者計画」を定めました。この計画は、障がい者施策の基本的方向を定める「第7次障がい者基本計画」と、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する

「第6期障がい福祉計画」、障がい児福祉サービスの提供体制の確保に関する「第2期障がい児福祉計画」の3計画を一体的に定めたものであり、これまでの施策を継承しつつ、新型コロナウイルス感染症という、かつてない状況を踏まえ、当面の施策の方向性を示す役割もあります。

「ともに支えあい、自立と社会参加を実現するふるさとづくり」を基本理念として、障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、「障害者差別解消法」が定める「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の啓発・推進や、乳幼児期の適切な保健・療育の確保、相談支援体制の充実、日中活動への支援の充実などの施策を総合的に推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定委員会委員の皆様をはじめ、計画策定にご協力をいただきました皆様に、厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

雄武町長 石井友蔵



目次

第1編 総論	1
第1章 計画の基本的な考え方	3
第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の期間	3
第3節 他計画との関係	4
第4節 近年の法制度等の流れ	5
第5節 計画の策定体制	6
第2章 障がい者を取りまく状況	7
第1節 障がい者数の状況	7
第2節 障がい者の生活課題	8
第3章 計画の基本的方向	11
第1節 基本理念	11
第2節 基本方針と施策の体系	12
第2編 第7次障がい者基本計画	15
基本目標1 ふれあいあふれるふるさとづくり	17
第1節 住民意識の啓発	17
第2節 地域共生社会づくりの推進	18
基本目標2 健やかに暮らせるふるさとづくり	20
第1節 地域医療の確保	20
第2節 心と体の健康づくりの推進	20
第3節 乳幼児期の適切な保健・療育の確保	21
基本目標3 安心して生活が送れるふるさとづくり	23
第1節 相談支援体制の充実	23
第2節 権利擁護の推進	24
第3節 在宅生活への支援の充実	27
第4節 日中活動への支援の充実	27
第5節 居住の場への支援の充実	29
第6節 地域生活支援拠点の整備	29
基本目標4 地域で育むふるさとづくり	30

第1節	特別支援教育の推進	30
第2節	就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進	32
基本目標5	はつらつと働き、活動するふるさとづくり	33
第1節	一般就労の促進	33
第2節	行政自身の障がい者雇用対策の強化	35
第3節	福祉的就労の促進	36
基本目標6	安全で人にやさしいふるさとづくり	37
第1節	障がい者にやさしい公共空間の整備	37
第2節	暮らしやすい住宅づくりの促進	37
第3節	外出手段の確保	38
第4節	円滑なコミュニケーションの支援	38
第5節	生活安全対策の推進	39
基本目標7	いきいきと活躍できるふるさとづくり	41
第1節	生涯学習機会の拡大	41
第2節	スポーツ・レクリエーションへの参加の促進	41
第3節	障がい者団体の活性化	42
第4節	まちづくり活動への参画の促進	42
第3編	第6期障がい福祉計画	43
第1章	基本目標	45
第2章	成果目標	46
第3章	サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	50
第1節	障がい福祉計画のサービスメニュー	50
第2節	自立支援給付の見込み	51
第3節	地域生活支援事業の見込み	62
第4編	第2期障がい児福祉計画	71
第1章	基本目標	73
第2章	成果目標	73
第3章	サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	77
第1節	障がい児福祉計画のサービスメニュー	77
第2節	障がい児通所支援の見込み	77
第3節	障がい児相談支援の見込み	79

<u>第5編 推進に向けて</u>	81
<u>第1章 適切なケアマネジメントの実施</u>	83
<u>第2章 専門従事者の育成・確保</u>	84
<u>第3章 行政職員の資質向上</u>	84
<u>第4章 計画の推進</u>	84
<u>参考資料</u>	85
<u>1 策定委員会条例</u>	87
<u>2 障がい者計画策定委員会委員名簿</u>	88

第1編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、市町村は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することが規定されています。

このため、本町では、「障がい者基本計画」を策定して、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しているところです。

また、こうした施策のうち、主要な公的サービスは、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス（自立支援給付・地域生活支援事業）、障がい児福祉サービスと位置づけられ、市町村や都道府県に実施が義務化されています。

このため、本町では、「障がい福祉計画・障がい児福祉サービス」にサービスごとの必要量の見込みと確保方策を定め、円滑な提供に努めています。

「第7次雄武町障がい者計画（第7次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期次障がい児福祉計画）」は、こうした流れを受けて、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本町の障がい者施策の新たな指針として策定するものです。

※「障がい」の表記について：障害の「害」の文字が、人によってはマイナスイメージを受けるという意見があるため、法令用語や固有名詞を除いて、ひらがな表記にしています。

第2節 計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

第7次雄武町障がい者計画の期間

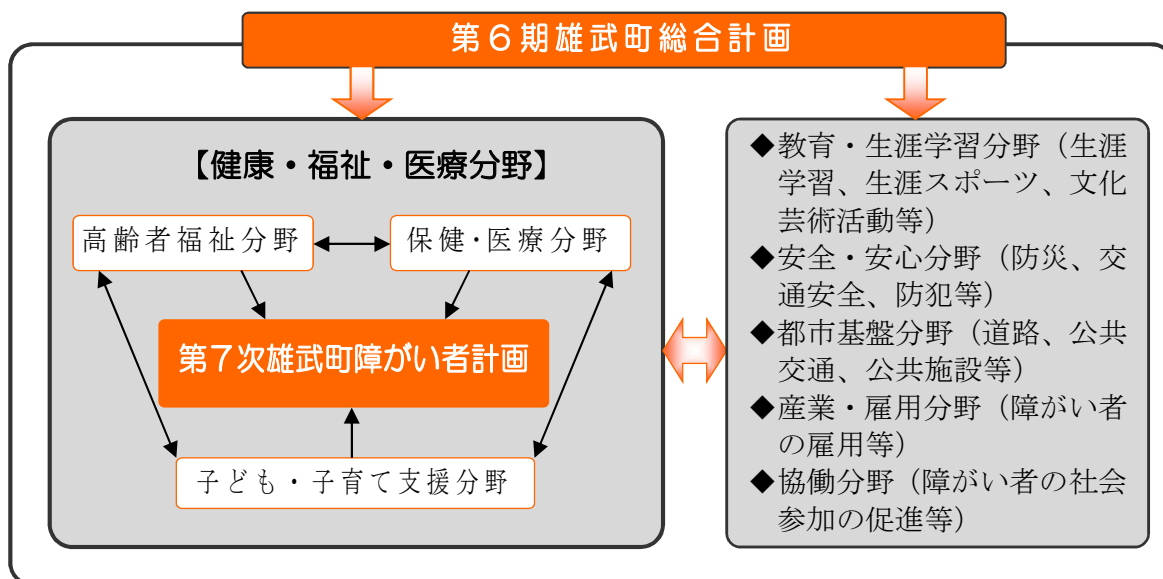
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
第6次障がい者基本計画	----->						
第7次障がい者基本計画				改定	----->		
第5期障がい福祉計画	----->						
第6期障がい福祉計画				改定	----->		
第1期障がい児福祉計画	----->						
第2期障がい児福祉計画				改定	----->		

第3節 他計画との関係

本計画は障がい者の生活全般にかかる計画であるため、本町における取り組みの継続性を保てるように、上位計画である「第6期雄武町総合計画」との整合を保ちながら、前計画との連続性、他の部門計画との整合性を確保するものです。

また、道の「第2期北海道障がい者基本計画」、「第6期北海道障がい福祉計画」（障がい児福祉計画を含む）との整合も図っています。

計画の位置づけ



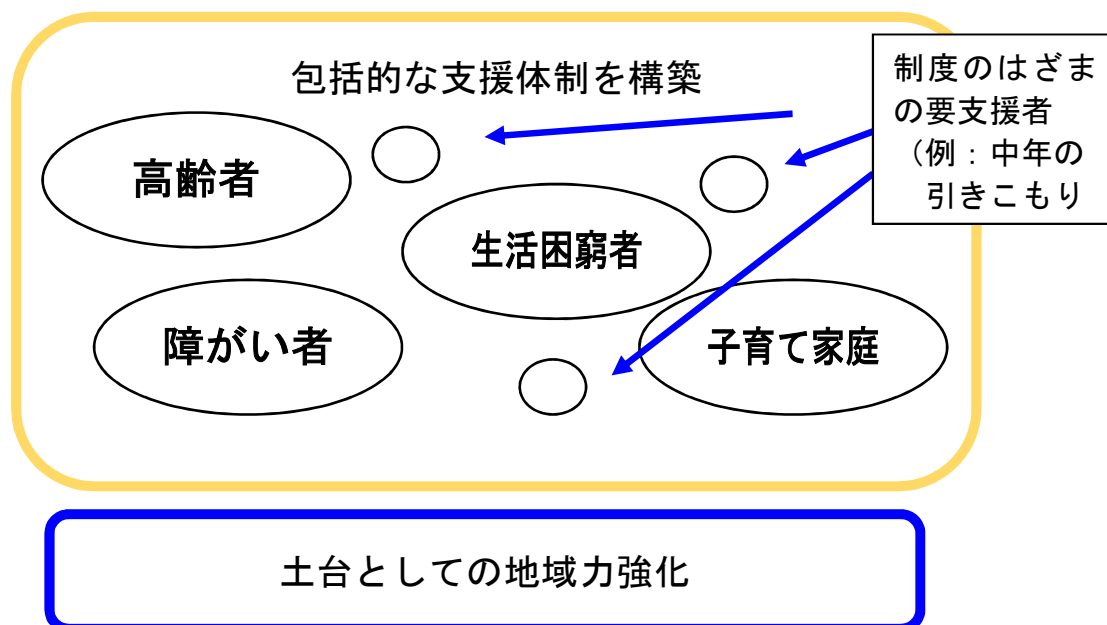
第4節 近年の法制度等の流れ

わが国の障がい者関連法制度は、平成5年の障害者基本法を契機に、自立と社会参加を進める施策が進められ、平成17年の障害者自立支援法により、福祉サービスが飛躍的に普及しました。近年は、障害者権利条約の批准をめぐって、障がい者支援のグローバル水準を満たすよう、障害者差別解消法をはじめとする法制度整備が進むとともに、「地域共生社会づくり」に向けた制度改正が進んでいます。

近年の法制度等の流れ

時期	項目	備考
平成5年(1993)	障害者基本法制定 (心身障害者対策基本法から移行)	身近な市町村を実施主体として在宅福祉サービスを拡充し、自立と社会参加を進める方向
平成7年(1995)	精神衛生法が精神保健福祉法に移行	精神障がい者を障がい者と位置づけ、福祉の対象に
平成12年(2000)	社会福祉事業法が社会福祉法に移行	「措置」(行政処分)から「契約」への移行・自立支援をめざす福祉を規定。支援費制度(平成15~18年度)の根拠にも
平成16年(2004)	発達障害者支援法制定	発達障がいをはじめて定義し、支援の対象に
平成17年(2005)	障害者自立支援法制定	3障がい共通、就労支援の強化、地域生活への移行促進をめざし、国がサービスを義務的給付化
平成17年以降	障害福祉サービス事業所の普及拡大	全国的に、障害福祉サービスの提供量が飛躍的に拡大
平成19年(2007)	障害者権利条約に日本署名	以降、「合理的配慮」基準を満たすための法制度整備が進む
平成24年(2012)	障がい児支援の強化	就学前の児童発達支援、就学後の放課後等デイサービスにサービスを再編
	障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行	制度・サービスはほぼ踏襲するも、共生社会の実現を強調
	障害者虐待防止法が施行	市町村障害者虐待防止センターの設置義務化等
平成25年(2013)	障害者権利条約を日本が批准	障害者差別解消法など、関連法を整備
	障害者優先調達推進法が施行	障がい者就労施設等が供給する物品等の需要促進、受注機会確保を図る
平成28年(2016)	障害者差別解消法施行	障害者権利条約批准を受けた国内法整備
	成年後見制度利用促進法施行	成年後見制度の利用促進を図る
	障害者総合支援法・児童福祉法が一部改正	障がい児福祉計画策定など障がい児支援の一層の強化をめざす
	改正発達障害者支援法が施行	発達障害者への一層の支援の強化をめざす
平成30年(2018)	障害者総合支援法・児童福祉法が一部改正	自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援サービスの新設など
	改正社会福祉法が施行	高齢、障がいなど分野にとらわれない「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進
	障害者文化芸術活動推進法の施行	障がい者による文化芸術活動を推進
令和2年(2020)	地域共生社会実現のため社会福祉法等の一部を改正	地域共生社会に向け包括的な相談支援などを推進

[参考]「地域共生社会づくり」のイメージ



第5節 計画の策定体制

1 策定委員会での審議

計画の策定にあたっては、「雄武町障がい者計画策定委員会」において、計画案について審議しました。

委員は、障がい者関係団体、福祉関係団体、教育等関係機関、雇用関係機関、福祉サービス事業者、広域相談事業者、関係委員会から編成し、様々な見地からのご意見を反映できるように努めました。

2 障がい者の実態把握

計画を見直すにあたり、障がいのある方のご意見や要望、生活状況等を踏まえ、計画づくりに反映させることを目的としてヒアリング調査を実施しました。

第2章 障がい者を取りまく状況

第1節 障がい者数の状況

令和元年度末の障がい者数の状況をみると、身体障がい者手帳保持者数は254人、療育手帳保持者（知的障がい者）は49人、精神障害者保健福祉手帳所持者で19人となっています。障害者自立支援法施行当初の平成18年度末と比較すると、身体障がい者手帳保持者数は減少し、療育手帳保持者数は増加から減少に転じ、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

障がい者手帳保持者数の推移

（単位：人）

	身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	
平成18年度	5	277	282	8	34	42	13
平成25年度	1	264	265	6	49	55	14
平成28年度	0	246	246	7	43	50	13
令和元年度	1	253	254	10	39	49	19

※各年度末。

第2節 障がい者の生活課題

本計画の策定にあたり、令和2年8月に、「雄武町身体障害者福祉協会」、「つくしの会」（発達障がい児の保護者や支援者の会）、「はまなす会」（精神障がい者及び知的障がい者とその家族や支援者の会）に対し、生活課題や施策ニーズに関するヒアリング調査を実施しました。主な意見は、以下のとおりです。

(1) コロナ禍で本来の活動ができていない

◇身体障害者福祉協会では、研修旅行が中止となるなど、コロナ禍で団体の定例の活動に影響が出ている。自治会や老人クラブなど、地域の集まりも開催できない状況となっている。

◇世代間交流や若い人との集まりは地域の祭りくらいしか機会がないが、それもコロナ禍で中止になった。

◇はまなす会では、毎週水曜日に旧地域包括支援センターで昼食調理や畑作業、古切手の収集などを行っているが、コロナ禍で活動を中止している。おうむ産業観光まつりも中止になり、その出店が活動の大きな目標だったので残念。

◇つくしの会では、子どもの成長につれて忙しくなり、集まる機会は減っている。そんな中、会員とはLINEで情報交換しており、他の町の人ともつながりが広がっている。

(2) 障がい者福祉の啓発活動や会員を増やす取り組みを進めたい

◇身体障害者福祉協会では、新規会員の勧誘に苦労している。会員を増やす取り組みを進めたい。

◇はまなす会では、賛助会員を募って団体の活動をアピールしている。どのような活動をしている会なのかあまり知られていないので、当事者以外の人との交流機会があれば良い。障がいへの理解を促す活動ができればいいと思う。

◇ボランティア活動は地域交流のスタートでもある。ボランティア活動をアピールして、幅広くボランティア活動を行える雰囲気町全体にあれば良いと思う。

◇雄武町で福祉関係のボランティアが増えないのは、自営業が多いこと、町の人口が少ないことが関係あるかもしれない。

◇つくしの会では、「本人会」の開催なども将来的にできればいいと考えている。

(3) 地域資源を積極的に利用していきたい

◇現在は日の出寿の家や旧地域包括支援センターなどを活動拠点としているが、いずれの施設も老朽化が進んでいるため、活動拠点に適した施設がほしい。図書館はバリアフリー化されているので、積極的に利用していきたい。

◇幌内地区では、旧幌内小学校校舎の有効利用方策を模索しているところ。また、町に、国道沿いへの公衆トイレの設置を要望している。

◇スポーツセンターを大きくして欲しい。町の総合計画に調査研究事業が掲載されているが、実現がいつになるかは未定。

◇現状、年1回、演劇鑑賞の機会があるが、映画上映や観劇の機会を増やしていければ良いと思う。予算が問題となるかもしれない。

(4) 福祉作業所が町内にあればよい

◇はまなす会に加入している障がい者6名に就業している者はいない。町に福祉事業所が無いので一般企業に就職せざるを得ないが難しい。短期やパートタイマーでなら働けそうな人もおり、昆布干しやホタテガイの稚貝散布の手伝いをしている人もいる。本人の希望や能力と、客観的に見てその人に向いていそうな職業との間にギャップがある。やりたいことを実現できる場があればと思う。賃金をもらえる作業所があれば、本人の自信につながると思う。図書館でカフェ営業などが出来ればよいかなとは思っている。

◇つくしの会では、会員の中には子どもの進路に悩んでいる人も多い。福祉事業所などの地元での就労の場があればいい。町には、就労支援を望んでいる。

(5) 各団体の横の連携を深めていきたい

◇身体障害者福祉協会は、民生委員や自治会など、他の組織・団体と連携した活動は行っていない。他団体との横の連携を町で主導してほしい。

◇身体障害者福祉協会は、他の福祉団体との合併には賛成の立場。統合の話を進めていきたい。

◇はまなす会は、平成30年に当事者会と家族会が合併した。他の福祉団体の合併については、会員がどう考えるかよくわからない。はまなす会は障がい者本人を中心とする会である一方、他の会は親の交流がメインであり違いがあるように感じる。各会の情報交流は大事だと思う。

(6) その他の意見・要望

- ◇つくしの会では、令和元年度は、交流会を春先に1回、講演会を1回行った。近年、活動の頻度は減っているが、交流や情報交換が気軽に行えており、子どもたちも楽しんでいる。
- ◇はまなす会では、会員からは、調理であれこれ工夫したり、町の話聞いてコミュニケーションを取ることが生活の役に立つため通っている、という声がある。
- ◇身体障害者福祉協会では、会員が高齢化しており、運動指導や脳トレ指導など、健康づくりの機会が増えていけばよい。
- ◇自家用車を持たない人は、日の出丸（商工会の移動販売車）を利用したり、病院バス（吉田病院）を利用し、通院のついでに買い物を済ませている。移動手段はやはり大きな問題。
- ◇はまなす会には、西紋地域活動支援センターつばさの会（紋別市）の通所サービス利用者はいない。町に通所施設がないことから、通所の交通費を全額補助している。通院は交通費の補助は半額であるが、こちらも全額補助にしてほしい。
- ◇ペアレントメンターの取得をめざしている。町から福祉資格取得の補助があれば良いかもしれない。

第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

基本理念

ともに支えあい、 自立と社会参加を実現するふるさとづくり

障害者基本法が掲げる「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざし、ノーマライゼーション※1とリハビリテーション※2の精神に基づき、着実に歩んでいくことが求められます。

このため、障がいのある人が雄武町民の一員として、障がいのない人と同じように、自らの能力を伸ばし、住み慣れた地域の中で自分らしく充実した人生を過ごすことができるように、「ともに支えあい、自立と社会参加を実現するふるさとづくり」を基本理念に、7つの分野ごとの基本方針に沿った施策を推進します。

※1 ノーマライゼーション：通常、語句説明では「障がい者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方」とされている。

※2 リハビリテーション：医療機関での治療的訓練（医学的リハビリテーション）や、職業訓練（職業リハビリテーション）だけでなく、障がい者がその人らしく生きるために、身体的、精神的、社会的、職業的などあらゆる面で、到達可能な位置や機能を回復すること。またその過程や一連の取り組みのこと。「全人間的復権」と訳されることも多い。



第2節 基本方針と施策の体系

1 基本方針

本計画では、分野ごとの基本方針を以下のとおり掲げます。

1 ふれあいやふれるふるさとづくり

啓発・広報

障がいの有無に関わらず、地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念は、障がい者施策を推進する上での基本となります。

家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての町民がお互いに尊重しあい、ノーマライゼーションの理念や障がいへの正しい理解が深まるように、様々な媒体の活用や、多様な機会を通じて啓発活動を推進していきます。

2 健やかに暮らせるふるさとづくり

保健・医療

障がいなどの予防と早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションは、心身機能の維持・回復のみならず、その後の社会生活に大きな効果があると考えられます。

障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージ*や心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの提供に努めていきます。

3 安心して生活を送れるふるさとづくり

生活支援

障がい者ができる限り住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障がい者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることが重要です。

関係機関が相互に連携しながら、包括的な相談支援を進めるとともに、地域活動の核となる地域活動支援センターの町内への設置を図ります。また、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業をはじめ、各種生活支援サービスの充実を図り、一人ひとりの生活の質(QOL)の向上を図っていきます。

※ ライフステージ: 人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のことをいう。

4 地域で育むふるさとづくり

教育・育成

障がいのある子どもが地域で共に学び、育つことは、その子の将来の生活を豊かにするためにとても重要です。

そのため、地域の学校・こども園、障がい児福祉サービス事業所、専門療育機関等が連携しながら、障がいの状況や特性、発達の状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育・保育・療育の推進を図ります。

5 はつらつと働き、活動するふるさとづくり

雇用・就業

障がい者が地域ではつらつと働き、活動することは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活を送るために重要です。

行政自らが障がい者の雇用に努めるとともに、民間事業所での雇用を積極的に促進し、障がい者の就業の拡大を図ります。また、地域活動支援センターの町内への設置などを通じて、福祉的就労の機会の確保を図るとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、障がい者が就業や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

6 安全で人にやさしいふるさとづくり

生活環境

障がい者が、地域で安全に安心して暮らしていけるよう、地域ぐるみで障がい者を災害や犯罪等から守る支えあいのネットワークづくりを図ります。また、バリアフリー、ユニバーサルデザイン[※]の生活空間づくりに向け、住宅や公共公益施設、道路、交通機関などの環境整備に努めます。

7 いきいきと活躍できるふるさとづくり

学習・スポーツ、社会参加の促進

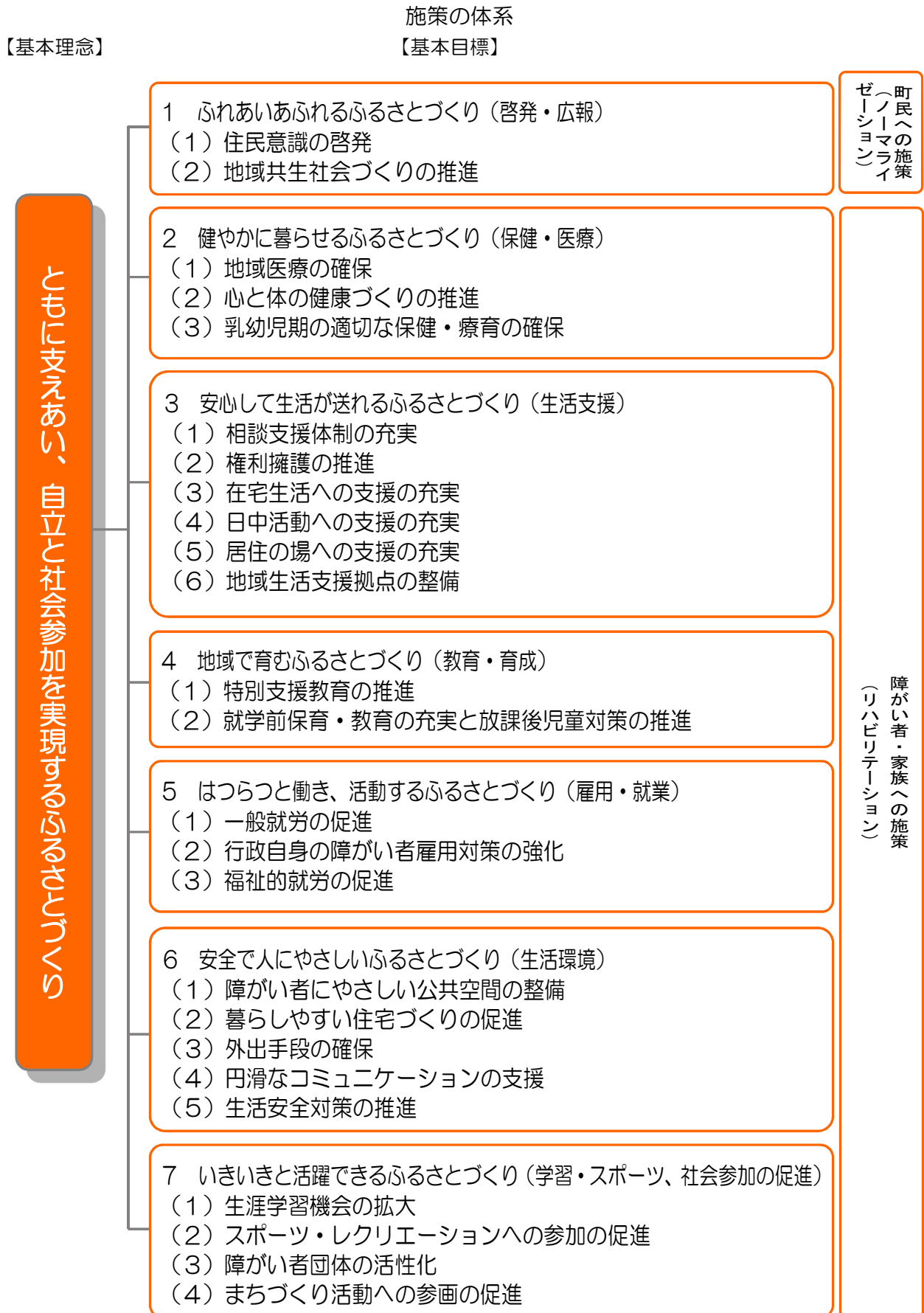
多様な場に社会参加し、活躍できるしくみづくりは、地域で暮らす障がい者の大きな願いです。

生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、まちづくり活動など、幅広い活動に参加するための条件整備を進め、障がい者一人ひとりの個性や能力が発揮できる環境づくりに努めます。

※ ユニバーサルデザイン：ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

2 施策の体系

基本理念を達成するため、7つの基本目標と25の基本施策を定めます。



第2編 第7次障がい者基本計画

基本目標 1 ふれあいあふれるふるさとづくり

第1節 住民意識の啓発





【施策をとりまく状況】

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮[※]の提供」が義務化されました。「合理的配慮の提供」については、行政機関においては法的義務がある一方、民間事業者においても努力義務による自主的な取り組みが促されています。

本町においても、配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じている障がい者は少なくありません。

「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を住民にわかりやすく啓発し、障がいを理由とする差別のない地域づくりを一層進めることが求められます。

障害者差別解消法の主要事項

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

資料：内閣府リーフレット「障害者差別解消法が制定されました」

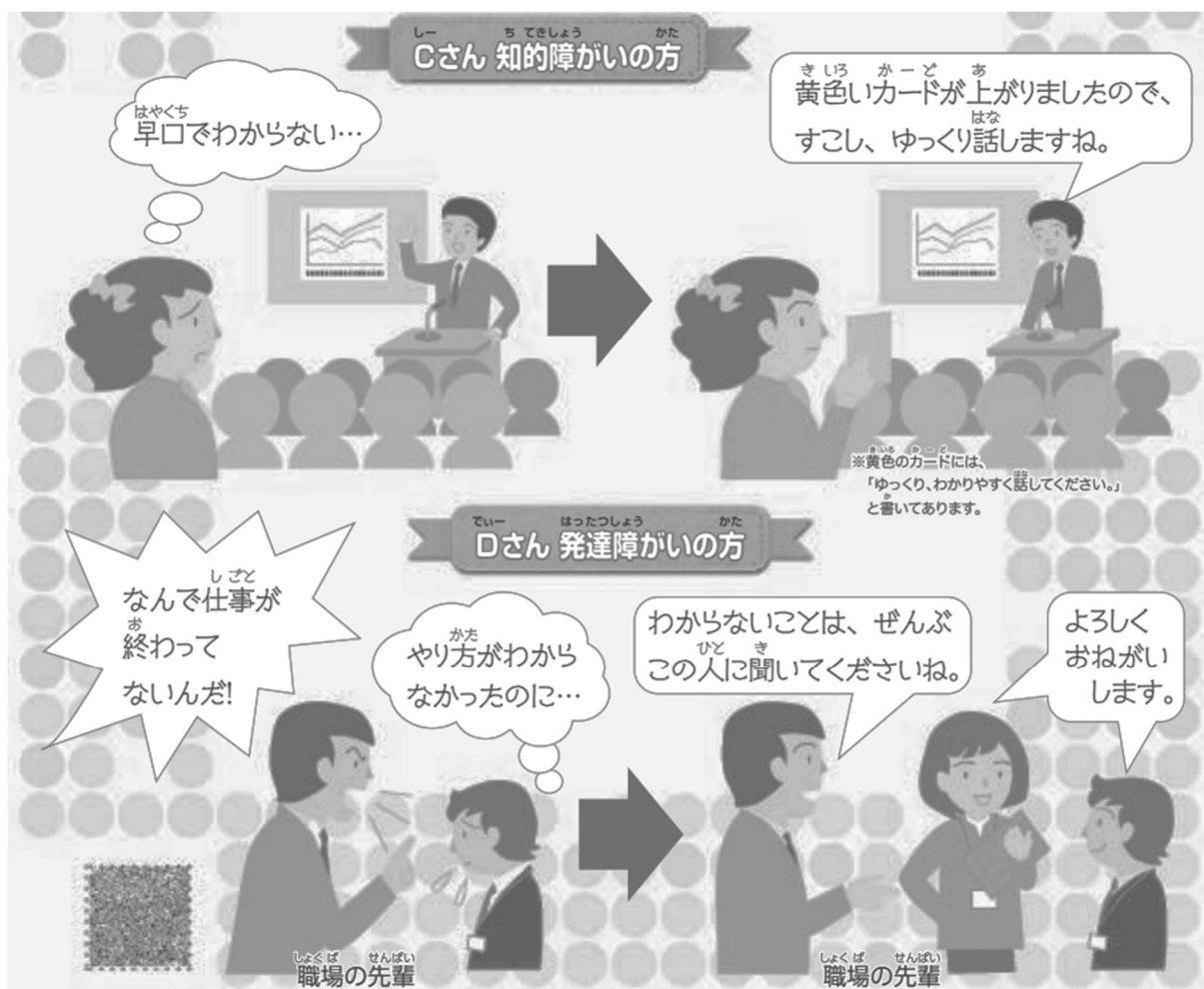
【施策の方向】

障がい者福祉のことを町民がより深く理解できるよう、広報誌やホームページ、掲示物など、幅広い媒体の活用にも努めるとともに、社会福祉協議会や障がい者団体、福祉事業所、各学校、こども園等の協力を得ながら、交流事業等を推進します。

また、事業所、行政のあらゆる活動において、「不当な差別的取扱い」の解消を図るとともに、障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除く「合理的配慮」を進めます。

※ 合理的配慮：障害者の権利に関する条約では、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

合理的配慮の啓発パンフレットの例



資料：北海道「だれもが暮らしやすい地域づくりのために」（平成 28 年 7 月）

第2節 地域共生社会づくりの推進

【施策をとりまく状況】

平成 30 年 4 月に改正社会福祉法が施行され、特定の人が支援の「支え手」となり、「受け手」となるのではなく、誰もが、我が事として地域づくりに参加し、互いに協力しながら、安心して暮らしていける「地域共生社会づくり」の取り組みを進めることが求められています。

本町では、隣近所の住民どうしの助けあいやつながりなどの地縁的な関係が比較的残っていますが、人口減少や少子高齢化の中で、地域組織の役員等のなり手不足も顕在化しており、長期的な視野のもと、住民一人ひとりが無理なく継続して地域活動に参加し、支えあいを担っていけるようなしくみの構築を進めることが求められます。

【施策の方向】

自治会などの地域団体や J A、漁協、商工会などの産業団体、社会福祉協議会、

民生・児童委員などと連携しながら、重層的支援事業など「地域共生社会づくり」に向けた取り組みを進め、地域全体で障がい者など、生活支援が必要な人を支えるネットワークづくりを進めます。

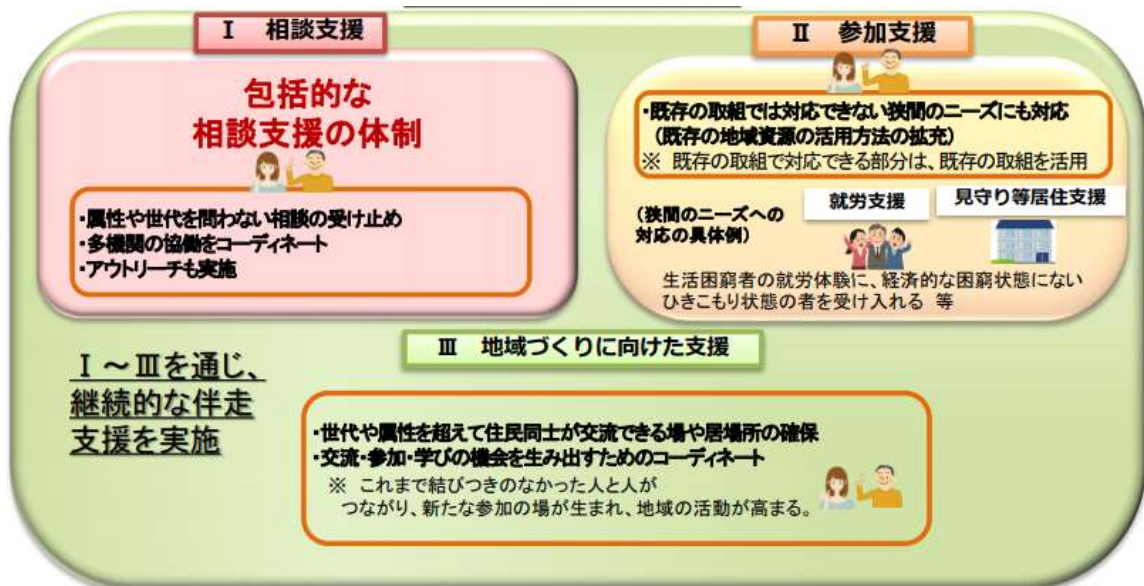
重層的支援体制整備事業の概要

地域共生社会づくりをめざす改正社会福祉法により、令和3年度から、市町村の任意事業である重層的支援体制整備事業が創設されます。

重層的支援体制整備事業は、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、属性や世代を問わない多職種協働の体制で、「Ⅰ 相談支援」、「Ⅱ 参加支援」、「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに包括的に対応していくことをめざしています。

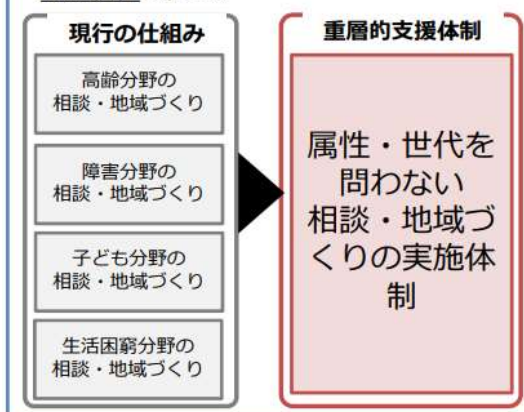
雄武町では関係機関が協力して支援ニーズに対する包括的な対応を行っていることから、現段階においては本事業に取り組む予定はありませんが、今後の状況の変化を見据えて、事業の実施を検討していくこととしています。

重層的支援体制整備事業の枠組み



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



※厚生労働省「改正社会福祉法の概要資料」をもとに作成

基本目標 2 健やかに暮らせるふるさとづくり

第1節 地域医療の確保

【施策をとりまく状況】

本町では、25床の一般病床を有し、内科・外科・整形外科・小児科・耳鼻咽喉科の一次医療と救急受入を行う町国民健康保険病院と、民間の診療所が、障がい者のみならず、町民にとっての安心生活の砦となっています。また、西紋別地域5市町村で広域紋別病院を運営し、二次医療の核となっています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、全国的に診療提供体制の確保が課題となり、町や広域圏の医療も影響を受けています。

【施策の方向】

町内の医療機関や広域紋別病院において、障がい者のみならず、地域の住民が安心して医療を受けられるよう、医療従事者や医療資機材等の確保、新型コロナウイルス感染症対策の推進を図ります。

また、「重度心身障害者医療費助成」や、「自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)」など、医療費負担の軽減事業を引き続き推進します。

第2節 心と体の健康づくりの推進

【施策をとりまく状況】

障がいの原因となる病気などを予防し、治療やリハビリテーションを進めるため、健康診査や健康学習、健康相談、家庭訪問などの保健事業を推進しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症により、健康学習などの各種事業の開催に影響が生じるとともに、家庭、学校、職場でのマスクや消毒液、検温計の確保などが課題となりました。

【施策の方向】

新型コロナウイルス感染症について、保健予防対策を継続するとともに、住民がワクチンを早期に接種できる体制づくりに努めます。

各種保健事業は、障がい者のみならず、地域住民の健康維持にとって重要であるため、感染症予防対策を周到に行いながら、可能な限り従来の方法で実施できるよう、創意工夫に努めます。

第3節 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

【施策をとりまく状況】

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要です。

本町では、母子保健事業を通じて、乳幼児期における疾病や障がいの予防と早期発見に努めています。発育・発達上の課題や障がいなどの心配がある方に対しては、児童発達支援センター「西紋こども発達支援センター」があり、本町では通級交通費の助成を実施しています。同センターは、発達障がい児への地域支援や相談などを行う「地域発達支援センター」の役割も担っており、町で実施する乳幼児健診の場面での専門的支援や保育所保育士との情報交換やアドバイスを得ながら子どもたちの発達支援を行っています。

その他の療育関係施設として、NPO法人「サポートセンターもぺっと」（紋別市内）等での児童発達支援事業、放課後等デイサービスや、「道立旭川肢体不自由児総合療育センター」（旭川市内）なども利用されています。

関係機関と連携しながら、母子保健事業とこれら各種療育施設・事業の一層の充実を図っていくことが求められます。

【施策の方向】

疾病や障がいの予防・早期発見を図るため、雄武町母子健康包括支援センター「ぷちさぼ」を拠点に、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進します。

発育・発達上の課題や障がいなどの心配がある方については、児童発達支援など、各種療育施設・事業の利用を促進していきます。

雄武町母子健康包括支援センター「ぶちさぼ」の概要

令和2年10月開設 ▶ 妊娠・出産・子育てを切れ目なくサポートします！

雄武町母子健康
包括支援センター

「ぶちさぼ」

妊娠・出産・子育てについての **総合相談窓口** です

妊活のこと、産前・産後のからだのこと、こころのこと、育児のこと、気になることがあればお気軽にご相談ください。

こんなお悩み、ありませんか？

- 実家が遠方で、夫は仕事。産後の疲れがとれないままワンオペ育児でつらい…
- 子どもが友だちとのトラブルで悩んでいるみたい。どう接してあげればよいの？
- 初めての妊娠。身近に小さな子どもはいないし、子育てのイメージが全然つかない！
- 不妊治療を始めたけれど、ちょこちょこお金がかかる。何か助成はないのかな？
- 産後、妻の気持ちが沈みがちで心配。自分は何をしてあげられるだろう？
- うちの子、同年代のほかの子と比べて言葉がおそい気がする。
- かんしゃくがひどくて手がつけられない・・・これってイヤイヤ期？
- 赤ちゃんが全然寝てくれない。離乳食もあまり食べないし、なんだか育児がうまくいかない…

お気軽にご相談ください！ ▶ 関係機関と連携し、みなさんの子育てを応援します！

基本目標 3 安心して生活が送れるふるさとづくり

第 1 節 相談支援体制の充実

【施策をとりまく状況】

本町では、平成 27 年度から地域包括支援センター内に雄武町自立相談支援事業所を設置し、相談支援専門員による障がい者への相談を行っています。このほか、相談機関として紋別保健所や北見児童相談所、指定相談支援事業所つばさ（紋別市内。NPO 法人ねこやなぎ）、相談支援センター紡（西興部村内。社会福祉法人にしおこっぺ福祉会）などがあるほか、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生・児童委員なども個別に相談を受けています。

障がい者のみならず、複合的な生活課題を持つ家庭に対し、属性や世代を問わず相談を受け止め、多職種・多機関が協働で重層的な相談支援を行っていくことが求められます。

【施策の方向】

障がい者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けられるよう、また、潜在的な福祉ニーズの発見につながるよう、雄武町自立相談支援事業所を中心に、庁内各課や社会福祉協議会、その他広域、全道の関係機関と連携し、包括的な相談支援を進めます。

第2節 権利擁護の推進

【施策をとりまく状況】

障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができない、といったケースへの対応、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済など、障がい者の権利擁護を進める必要があります。

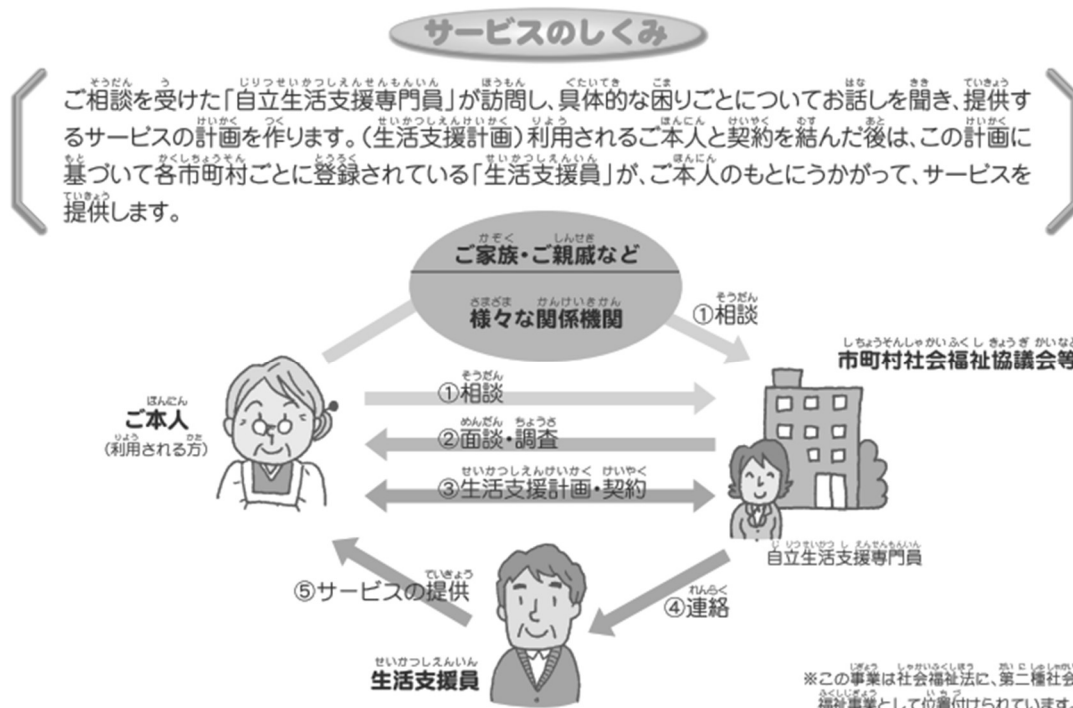
障がい者の権利を擁護するしくみには、北海道社会福祉協議会(網走地区地域福祉生活支援センター)により実施されている、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があり、これらの普及を図ることが求められます。

また、虐待防止については、町保健福祉課が障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止センターとなっており、関係機関と連携した虐待防止ネットワークの一層の強化を図ることが求められます。

【施策の方向】

福祉サービスの利用、財産管理などに関する権利を擁護するため、「意思決定支援」に努めながら、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の利用を促進するとともに、人権侵害などに対して、障がい者防止ネットワークの強化に努めます。

日常生活自立支援事業の概要



資料：北海道社会福祉協議会「日常生活自立支援事業のご案内」

任意後見制度と法定後見制度の違い

Q 成年後見制度にはどのような種類がありますか？

A 任意後見制度と法定後見制度があります。

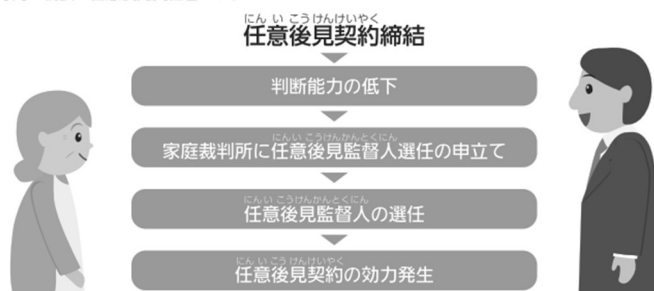
- 判断能力が不十分になる前に ▶ ①「任意後見制度」へ
- 判断能力が不十分になってから ▶ ②「法定後見制度」へ

① 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らを選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続や費用については、最寄りの公証役場におたずねください。

ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。



② 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

法定後見制度の3種類

	ほ じ ょ 補助	ほ さ 保佐	ごう けん 後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

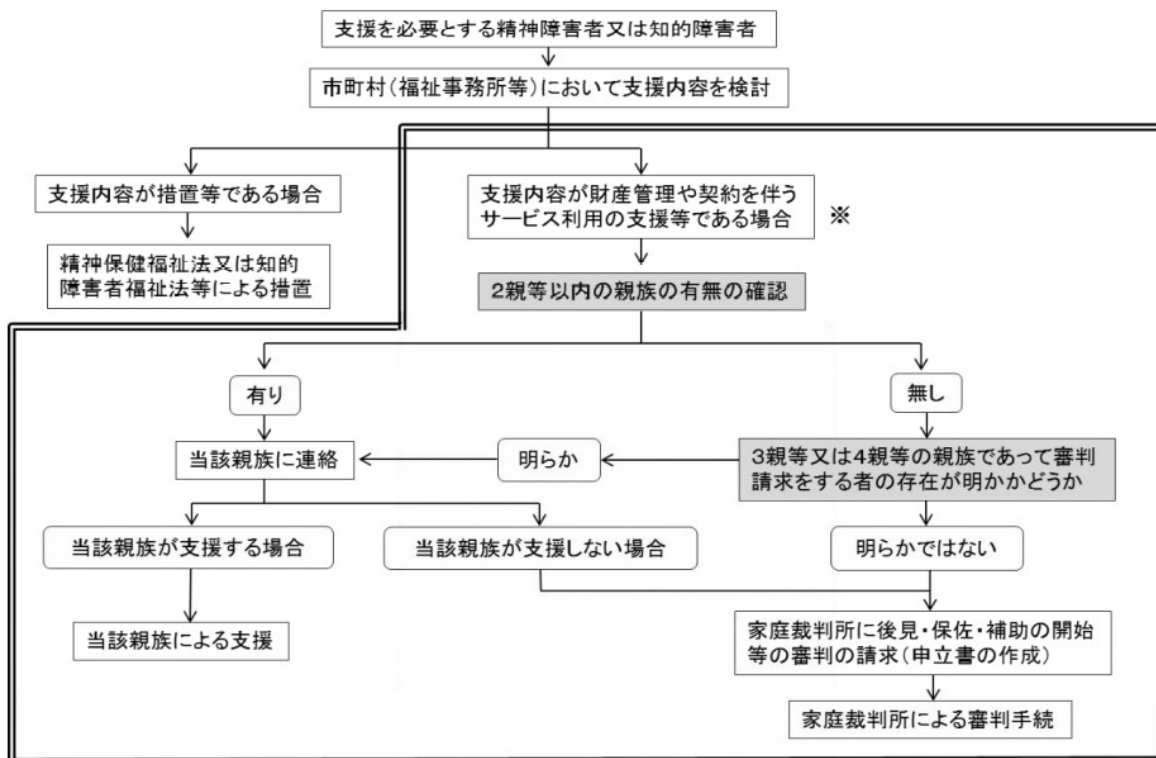
※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 保佐制度及び後見制度の利用により、ご本人が一定の資格や地位を失う場合があります。

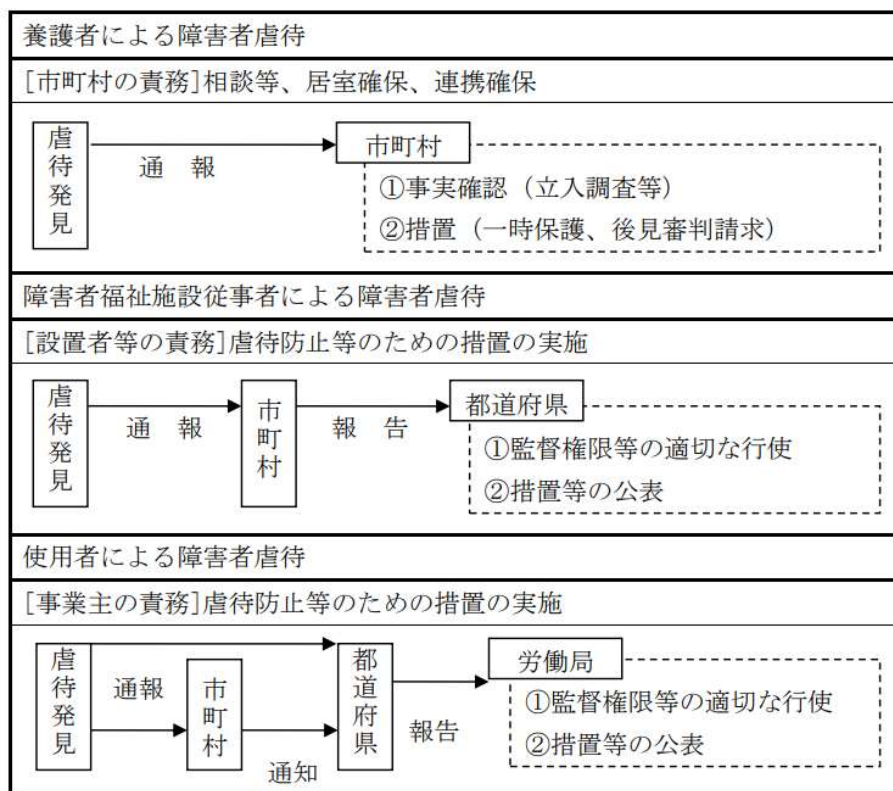
※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（精神障がい者・知的障がい者）



資料：厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和2年10月）

障がい者虐待防止の対応の流れ



資料：厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和2年10月）

第3節 在宅生活への支援の充実

【施策をとりまく状況】

ホームヘルプサービス（居宅介護等）など、在宅生活支援サービスは、障がい者本人の生活の質（QOL）を高めるとともに、家族などの介護負担の軽減につながります。

今後も、障がい者や家族が安心して在宅生活を継続できるよう、ニーズに応じたサービスの充実を図っていくことが求められます。

【施策の方向】

障害者総合支援法に基づき、ホームヘルプサービス（居宅介護等）等の円滑な提供を図ります。

障害者総合支援法以外の事業・サービスについては、町主体の事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していくとともに、手当支給など国・道の生活支援サービスの迅速・的確な提供を図ります。

第4節 日中活動への支援の充実

【施策をとりまく状況】

日中活動の場は、障がい者の自立と社会参加、そして家族等の介護負担の軽減のために重要です。

本町には、町内に障がい者が集い、就業や訓練、作業などを日常的に行える場がないため、障害者支援施設「清流の里」の関連事業所（西興部村内）や、「西紋地域活動支援センター つばさの会」（紋別市内）など、近隣市町村の施設を利用しています。児童については、「西紋こども発達支援センター」において児童発達支援事業があり、町では通級交通費の助成を実施しています。

日中活動の場については、身近な場所での利用が望まれるため、町内での設置を図っていく必要があります。

また、令和2年度は、各事業所で、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の自粛を余儀なくされており、感染防止対策を徹底しながら、例年の体制に戻していくことが求められます。

【施策の方向】

障がい者が集い、就業や訓練、作業等を日常的に行える場として、町内に地域活動支援センターの開設をめざします。

また、通所にかかる交通費の補助など、利用者の経済的な負担の軽減を実施していきます。

さらに、本町住民が通所する事業所における新型コロナウイルス感染症の予防対策に、可能な協力を行っていきます。

地域活動支援センターとは

地域活動支援センターは、障がい者等が通所し、創作的活動、生産活動、交流活動などを行う障害者自立支援法上の福祉施設です。

従来、小規模作業所と呼ばれていた認可外の通所の施設を国が法で位置づけ、財源の拡充も図りました。

規模により、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型、その他の4区分があり、本町では、法人格要件と職員配置要件（2名以上で1名専従）を満たす「その他」の区分で事業を開始し、「実利用人員概ね10名以上」のⅢ型をめざしていきます。

（地域活動支援センター事業の各事業内容について）

- 地域活動支援センターの基礎的な事業は、地方交付税による、小規模作業所に対する自治体補助事業の一部を財源とする。
- この基礎的な事業の他、機能・体制の強化を実施する場合に国庫補助加算を実施する（Ⅰ型～Ⅲ型の加算標準額は下記による）。
- 実際の地方交付税や国庫補助の要件、補助額については、実施主体である市町村が、地域の実情に応じて設定するものであり、本表の数字や要件は、市町村における実施の目安として示しているものである。

Ⅰ型（国庫補助加算標準額600万円）		
<p>【Ⅰ型としての国庫補助対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発 ○ 職員配置 自治体の単独補助による事業の職員の他、1名以上を配置し、2名以上を常勤とする ○ 利用定員 1日あたり実利用人員概ね20名以上 ○ 国庫補助加算標準額（案） 地方交付税による自治体補助に加え、600万円を追加補助 <p>※ 委託相談支援事業をあわせて実施することを必須条件とする（本補助の報酬対象外）</p>	<p>Ⅱ型（国庫補助加算標準額300万円）</p> <p>【Ⅱ型としての国庫補助対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容 地域において就労が困難な在宅障害者を通所させ、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行うことにより、自立と生きがいを高める ○ 職員配置 自治体の単独補助による事業の職員の他、常勤1名以上を配置 ○ 利用定員 実利用人員概ね15名以上 ○ 国庫補助加算標準額（案） 地方交付税による自治体補助に加え、300万円を追加補助 <p>※ 個別給付事業へ移行するための加算制度（200万円/年、2年を限度）を留意</p>	<p>Ⅲ型（国庫補助加算標準額150万円）</p> <p>【Ⅲ型としての国庫補助対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象施設 小規模作業所としての運営実績概ね5年以上 ○ 職員配置 自治体の単独補助による事業の職員1名以上を常勤とする ○ 利用定員 実利用人員概ね10名以上 ○ 国庫補助加算標準額（案） 地方交付税による自治体補助に加え、150万円を追加補助 <p>※平成18年度に限り、実利用人員が5人以上10人未満の小規模作業所において、実利用人員の増加等地域活動支援センターへの移行計画を策定した場合、Ⅲ型を認める経過措置を設ける</p>
<p>地方交付税による自治体補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助額 600万円（平成17年4月障害福祉課調査による自治体補助の実績平均額） ○ 事業内容 創作的活動、生産活動、社会との交流の促進 等 ○ 職員配置 原則2名以上とし、うち1名は専従とする ○ 利用定員等 特に規定なし 		
		<p>国庫補助の無い小規模作業所に対する自治体補助事業</p>

資料：厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議（平成17年12月26日）」

第5節 居住の場への支援の充実

【施策をとりまく状況】

居住の場については、障害者自立支援法の施行により、日中活動と夜間の住まいとが明確に分離され、従来の入所施設は「施設入所支援」として住まいの部分が介護給付となりました。このほか、支援を受けながら共同生活を送る「共同生活援助（グループホーム）」があります。

本町にはこれら施設が立地していないため、近隣市町村の施設を利用しており、令和元年度の利用者は「施設入所支援」が16人、「共同生活援助（グループホーム）」が18人となっています。

障害者総合支援法により、入所・入院からの地域生活への移行が進められており、その促進を図るとともに、町内への居住の場の確保に向けて取り組みを進めていくことが求められます。

【施策の方向】

令和2年度は、道内で新型コロナウイルス感染症の集団感染も発生しており、本町住民が居住する施設での感染防止対策を各事業所と連携して進めていきます。

また、各事業所と連携を図りながら、在宅生活への移行を促進するとともに、町内でのグループホームなどの設置に向けて、民間事業者の参入を促進しながら、施設の形態や運営のあり方、人員体制などを検討していきます。

第6節 地域生活支援拠点の整備

【施策をとりまく状況】

地域生活支援拠点とは、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに地域移行を進めるため、障害者等やその家族の緊急事態への対応や、施設や親元からグループホームや一人暮らし等への移行など、障害者等の地域での生活を支援することを目的とする施設です。

障がい福祉計画策定にあたっての国の基本指針では、令和5年度までに、各市町村または圏域で1か所以上の地域生活支援拠点の整備を目標に掲げています。

【施策の方向】

西紋別地域の市町村で連携し、地域生活支援拠点の整備を進めます。

基本目標 4 地域で育むふるさとづくり

第1節 特別支援教育の推進

【施策をとりまく状況】

平成19年度から教育や療育に特別のニーズのある子を含めた「特別支援教育」が開始され、各小中学校で、障がいや自閉症など発達上の課題のある児童・生徒を可能な限り受け入れ、一人ひとりに対する「個別の教育支援計画」を作成し、教職員、特別支援教育支援員、「雄武町特別支援教育連携協議会」の構成員・構成機関などが連携しながら、教育・支援を推進しています。

令和2年度は、休校や学校行事の自粛、集団活動の制限など、新型コロナウイルス感染症の影響が教育活動にも及んでおり、障がいや発達上の課題のある児童・生徒への配慮が例年以上に求められたところです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底しながら、特別な支援が必要な児童・生徒一人ひとりに対し、引き続き、きめ細かな教育支援を行っていくことが求められます。


【施策の方向】

各学校において、教職員の特別支援教育に対する理解の促進に努めながら、また、「雄武町特別支援教育連携協議会」の構成員・構成機関等の支援を得ながら、「個別の教育支援計画」に基づき、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進していきます。また、感染症対策を含む安全対策や、リモート学習ができる環境づくりを進めます。

通常の学級に在籍する教育的支援が必要な子どもの状況

特別な教育的支援を必要とする子どもの例


- 教科書をうまく読めない。
- 漢字が覚えられない。
- 計算ミスが多い。
- 文章題が苦手。
- 図形が描けない。



- 会話が一方的でかみ合わない。
- 人との距離感がつかめない。
- 友達づきあいが苦手。



- 忘れ物やなくし物が多い。
- 不注意なミスが多い。
- 計画をたてるのが苦手。
- 整理整頓が苦手。

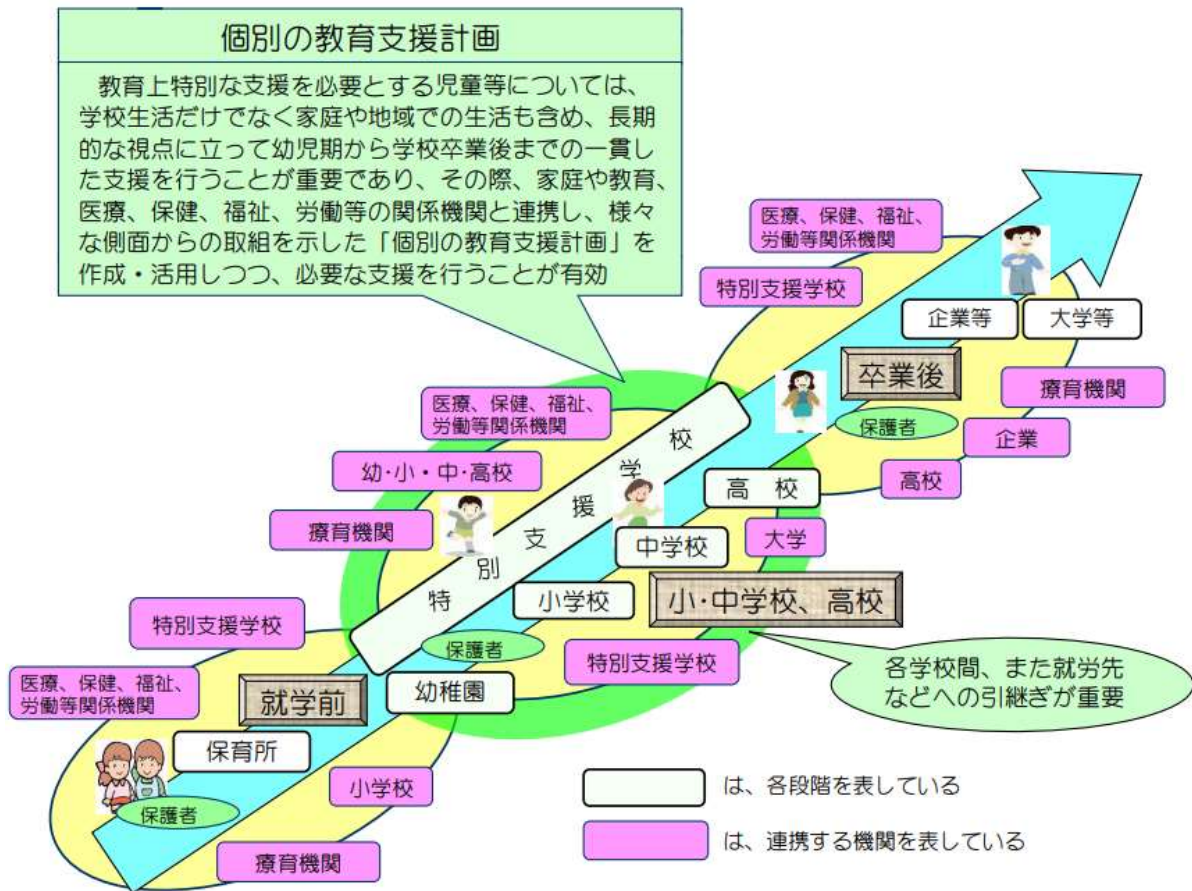


- そわそわしていて落ち着かない。
- 集中力が短い。
- やり遂げることが難しい。
- おしゃべりが多い



資料：北海道教育委員会「通常の学級に在籍する子どもたちのために みんなに分かりやすい授業づくりのポイント！」(平成 26 年度版)

「個別の教育支援計画」の位置づけ



資料：北海道教育委員会「特別支援教育に関する基本方針」(平成 30～34 年度)

第2節 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進

【施策をとりまく状況】

認定こども園若草保育所の幼児教育・保育や児童センターでの放課後児童クラブにおいては、可能な限り、障がいや発達上の課題のある児童を受け入れ、障がいのある子もない子とともに地域で育てる環境づくりに努めています。

子どもたち一人ひとりの心身の状況にきめ細かく対応できるよう、保育士、指導員等の障がい児支援に関する知識・技術の一層の向上に努めることが求められます。

【施策の方向】

障がいや発達上の課題のある児童へのきめ細かな対応を図るため、保育士、放課後児童指導員などの体制充実に努めます。職員や保護者が子どもたち一人ひとりの状況に応じて適切に関われるよう、児童相談所や道教育局による巡回相談での助言・指導を活かした教育・保育を進めます。

また、放課後や土日、長期休み期間等における障がい児等の療育・保育について、町内に開設予定の地域活動支援センターでの事業実施を検討していきます。

基本目標5 はつらつと働き、活動するふるさとづくり

第1節 一般就労の促進

【施策をとりまく状況】

全道のハローワークを通じた障がい者の求職申込と就職の件数の推移をみると、過去10年間で、知的障がい者や精神障がい者を中心に、就職件数は大幅に増加していますが、求職申込に対する割合、いわゆる就職率は5割程度にとどまっており、依然、障がい者が希望する就職が実現できていない実態がみてとれます。

障がい者雇用を促進する制度には、障害者総合支援法による「就労移行支援」等のほか、雇用前の「職場適応訓練」（訓練を事業主（職親）に委託）や、試行雇用期間の「トライアル雇用」（奨励金の支給）、人的支援である「職場適応援助者（ジョブコーチ）制度」、正式雇用後の法定雇用率制度や「特定求職者雇用開発助成金」等の支給などがあり、ハローワーク紋別等と連携を図りながら、こうした制度を活用していくことが求められます。

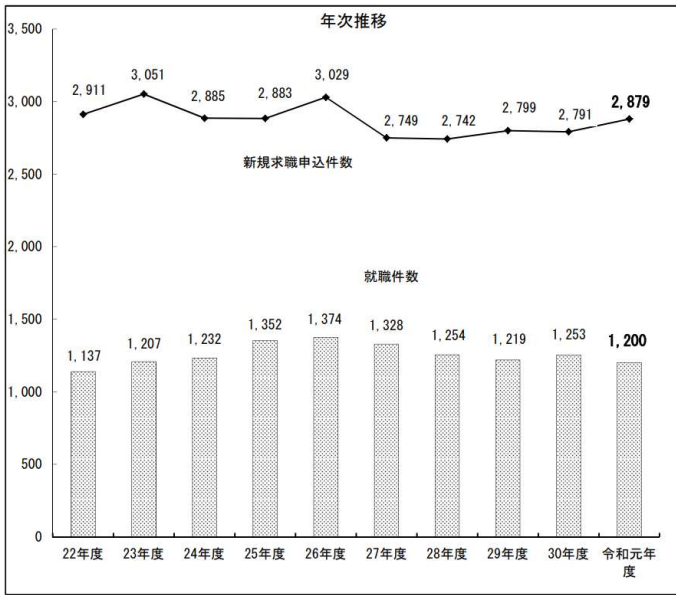
【施策の方向】

道やハローワークなどと連携し、障がい者雇用に関わる制度・施策の周知を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業者には障がい者雇用への積極的な協力を要請していきます。

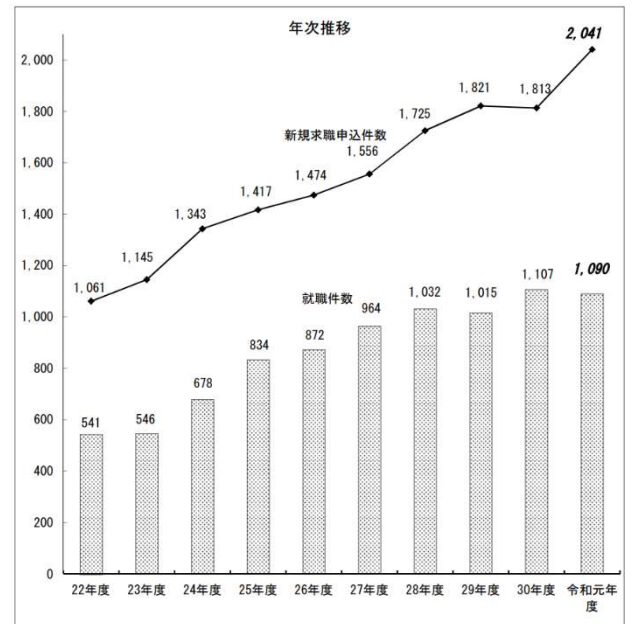
障がい者が就業している事業所に対しては、障がい特性にあわせた仕事内容、作業方法の開発や、働きやすい施設・設備づくりなど、受け入れ体制の向上を促進していきます。

就職件数及び新規求職申込件数の推移

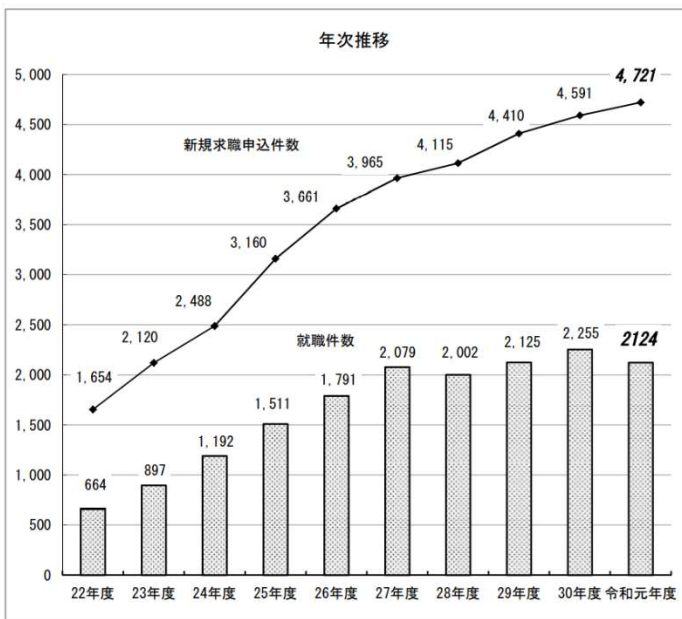
〔身体障がい者〕



〔知的障がい者〕



〔精神障がい者〕



資料：厚生労働省北海道労働局「ハローワークにおける障害者の職業紹介状況」（令和2年6月22日）

第2節 行政自身の障がい者雇用対策の強化

【施策をとりまく状況】

職員数 48 人以上の地方公共団体の障がい者法定雇用率は、常用労働者の 2.5% 以上となっています（令和 3 年 3 月からは 2.6%。職員数 43.5 人以上）。令和 2 年 6 月 1 日現在、町（町長部局）で就業する障がい者数は 7 人で雇用率は 5.47% と法定雇用率を達成していますが、役場をはじめとする公的機関は、障がい者の雇用について、先導的役割を果たすことが求められることから、一層の雇用に努めていくことが必要です。

町の障がい者雇用の状況

	算定の基礎となる職員数(人)	障がい者数(人)	実雇用率(%)	不足数(人)
雄武町(町長部局)	128.0	7.0	5.47	0

資料：町総務課（令和 2 年 6 月 1 日現在）

【施策の方向】

行政自身が法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がい者が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。

障がい者雇用率の引き上げの概要

事業主のみなさまへ

**令和 3 年 3 月 1 日から
障害者の法定雇用率が引き上げになります**

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和 3 年 3 月 1 日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和 3 年 3 月 1 日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

資料：厚生労働省「障害者雇用率リーフレット」

第3節 福祉的就労の促進

【施策をとりまく状況】

障がい者の自立と社会参加のためには、一般就労と同様に、作業・訓練など、福祉的な就労が重要です。

福祉的就労の場として、本町の障がい者は、遠軽町、北見市、名寄市、西興部村、美深町などの施設に入所された後、施設所在地でグループホームなどでの在宅生活に移行され、これらの場に通所している方がいます。

こうした福祉的就労の場は、工賃水準が低く、その底上げが課題であり、障がい者が意欲的に福祉的就労を行い、事業所が安定した経営を行えるよう、関係市町村とともに支援を行っていくことが求められます。

また、町内での福祉的就労の場の設置を図っていくことが求められます。

【施策の方向】

町内での開設をめざしている地域活動支援センターを主にして、農業や水産加工、観光など、町の産業と連携しながら、新卒者や、一般就労に自信をなくしている方、高齢障がい者などの福祉的就労の活動を展開していきます。

町外の通所施設については、障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障がい者の自立と社会参画につながっていくよう、関係市町村とともに支援に努めていきます。

また、「雄武町障害者優先調達推進方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を推進します。

基本目標6 安全で人にやさしいふるさとづくり

第1節 障がい者にやさしい公共空間の整備

【施策をとりまく状況】

障がい者にやさしい公共空間づくりに向けて、第6次計画期間中には、バリアフリーの設計による図書館整備のほか、宮の森公園トイレのバリアフリー化工事、オコツナイ川周辺整備事業による車椅子利用者用駐車施設整備を実施しました。

引き続き、障がい者を含め誰もが安心して外出し、憩い、ふれあうことができる公共空間づくりを一層進めていく必要があります。

【施策の方向】

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、道路や公園、公共建築物などについて、障がい者にやさしい公共空間づくりに努めます。

バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入に際し、可能な限り、直接、障がい者の意見を聞き、整備計画に反映させるよう努めます。

第2節 暮らしやすい住宅づくりの促進

【施策をとりまく状況】

暮らしやすい住宅は、在宅の障がい者にとって地域で安心して暮らしていくために最も大切なものです。今後も、障がい者が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。

また、一般住宅だけでなく、障がい者の親の高齢化が進む中、親亡き後も安心して地域で生活できるグループホームなど、多様な住まいに関するニーズが高まっています。

【施策の方向】

民間住宅の改修については、雄武町快適住まいづくり促進制度の周知を図り、利用を促進していきます。

公営住宅の改修や建て替えの際にバリアフリー、ユニバーサルデザインをめざしていきます。

また、一般住宅だけでなく、障がい者や認知症高齢者のグループホーム、サービス付高齢者向け住宅など、福祉サービスによる生活支援機能を有する多様な住まいのあり方を検討していきます。

第3節 外出手段の確保

【施策をとりまく状況】

公共交通機関は、障がい者の日常生活のための重要な交通手段であり、設備面や運行面での一層の障がい者への配慮が求められます。

一方、障がい者の外出支援策については、地域生活支援事業の「移動支援事業」や社会福祉協議会による福祉車両の貸し出しなどがあるほか、車いすのまま乗降できる民間介護タクシーも利用されています。

また、経済的支援として、「ハイヤー基本料金助成」や精神障がい者への通院や通所の交通費助成、西紋こども発達支援センターへの「通級交通費助成」、「自動車運転免許取得費助成」、「自動車改造費助成」を行うとともに、全国一律の制度として、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。障がい者の社会参加を促進するため、こうした制度の周知徹底が求められます。

【施策の方向】

公共交通機関については、関係機関とともに、路線の維持・確保や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などに努めていきます。

町道の整備の際には、車いす等の利用に配慮した段差の解消など、バリアフリーや安全性の向上に努めます。国道や道道についても危険箇所の解消等を要望していきます。また、交通安全教室等により意識啓発に努めます。

外出支援策については、障がい者の状況や外出目的などに応じて、社会福祉協議会による福祉車両の貸し出しや、地域生活支援事業の「移動支援事業」を実施していくとともに、外出に関する経済的支援制度の利用を促進していきます。

第4節 円滑なコミュニケーションの支援

【施策をとりまく状況】

視覚や聴覚、言語障がいや知的障がい、精神障がいの方が地域で生活していくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

地域生活支援事業の「情報・意思疎通支援用具の給付」や「意思疎通支援事業」など、コミュニケーション支援制度については、近年、利用実績がありませんが、障がい者や介助者の高齢化が進む中、これらの制度の活用も含め、コミュニケーション手段の確保を図っていく必要があります。

また、町の広報紙などを通じた町政情報の提供に際しても、多様な状況に配慮していくことが望まれます。

【施策の方向】

在宅でのコミュニケーションを支援する情報・意思疎通支援用具の給付を行うとともに、行事・イベントなどでの手話通訳者・ボランティア等の活用を促進します。

また、緊急時のコミュニケーション手段について、障がい特性に応じたきめ細かな支援を図ります。

町政情報の提供手段については、障がい者に配慮したものとなるよう、随時、検討、工夫していきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛が続く中、障がい者やその家族がウェブカメラによるビデオ通話により、リモート・コミュニケーションが行えるよう、必要な支援を検討していきます。

情報・意思疎通支援用具の参考例

種目名	対象者
携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい
情報・通信支援用具	上肢機能障がい又は視覚障がい
点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障がい
点字器	視覚障がい
点字タイプライター	
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	
視覚障がい者用拡大読書器	
盲人用時計	
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい
聴覚障がい者用情報受信装置	
人工喉頭	喉頭摘出者
福祉電話（貸与）	聴覚障がい又は外出困難
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がいで、電話では意思疎通困難
視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障がい
点字図書	

※参考例は平成 18 年国告示によるが、これにとらわれることなく給付することが可能。

第5節 生活安全対策の推進

【施策をとりまく状況】

災害発生直後の情報の伝達から、救命・救助、さらには避難所での生活に至るまで、災害時要配慮者の個別支援体制を強化していくことが求められます。

とりわけ、令和 2 年に顕在化した新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延を受けて、避難所での新型コロナウイルス感染症予防対策や、基礎疾患や障がいのある方の新型コロナウイルス感染症罹患時の救急搬送体制づくりなどを進める必要があります。

また、犯罪の多様化、巧妙化が進む中で、地域ぐるみで防犯対策を強化していくことが求められます。

【施策の方向】

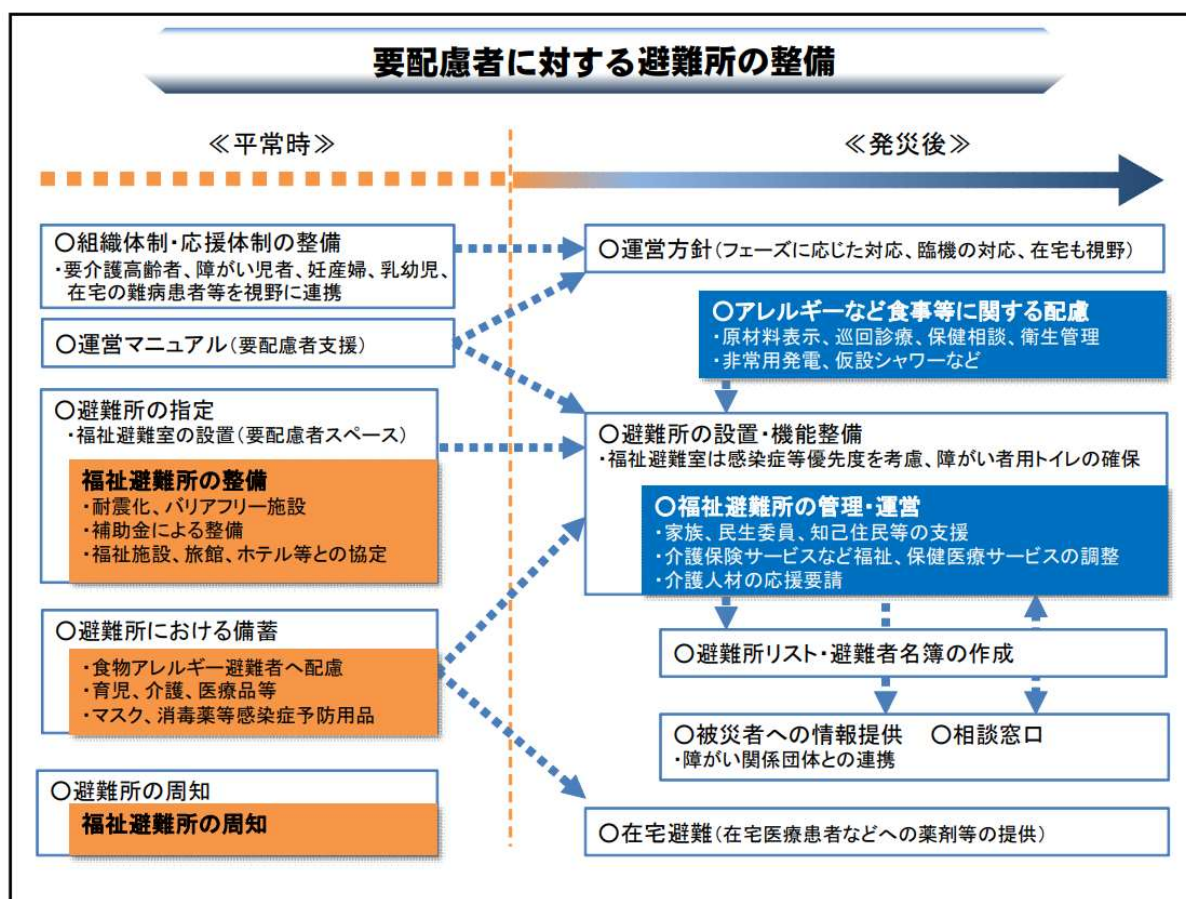
障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。

防災については、自治会や民生・児童委員等の協力を得ながら、地域ごとの自主防災組織づくりを促進するとともに、「災害時一人も見逃さない運動」の推進、避難行動要支援者の名簿登録の促進などにより、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助等の体制づくりを進めます。

また、障がい特性に応じた災害用資機材や備蓄品の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症予防対策を含む避難所運営体制の確立を図ります。

防犯については、障がい者が犯罪や悪質商法等の被害にあわないよう、警察署をはじめ、町内の関係機関とともに地域防犯活動を進めます。

要配慮者に対する避難所のあり方



資料：北海道保健福祉部「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」（平成26年3月）

基本目標7 いきいきと活躍できるふるさとづくり

第1節 生涯学習機会の拡大

【施策をとりまく状況】

障がい者が地域の生涯学習活動に参加することは、障がい者自身の生活の質(QOL)の向上や自己実現につながるだけでなく、町民どうしの交流の拡大やまちづくりへの発展に寄与します。

令和元年度には、ユニバーサルデザインに配慮された雄武町図書館「雄図(ゆへと)ぴあ」も開設しており、こうした施設を活用しながら、障がい者が参加しやすい生涯学習事業を推進することが求められます。

【施策の方向】

生涯学習事業の推進にあたっては、障がい者が気軽に参加しやすいしくみづくりに努めます。

第2節 スポーツ・レクリエーションへの参加の促進

【施策をとりまく状況】

本町では、スポーツ講座や自主グループ活動などで、障がいの有無を問わず楽しめるスポーツ・レクリエーション活動が行われるとともに、町内のスポーツ施設のバリアフリー化に努めています。

今後も、障がい者一人ひとりが心身の状況やニーズに応じて、気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる環境整備に努め、障がい者のスポーツ・レクリエーションへの参加を拡大していくことが求められます。

【施策の方向】

障がい者が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善や、障がい者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施の促進、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成などに努めます。

スポーツイベント等は交流機会の拡充につながるため、町の広報紙やホームページを通じて、より多くの障がい者へ周知できるよう努めます。

第3編 第6期障がい福祉計画

第1章 基本目標

障がい福祉計画においては、以下の3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

1 自己決定の尊重と意思決定の支援

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいの種別や程度に関わらず、障がい者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていきける環境づくりを進めます。

また、判断能力が不十分、判断するための社会的体験が不十分、周囲の偏見などによって、決定の表出を抑えるなど、自己決定が困難な場合においても、支援者や環境との相互作用の中で、意思決定の支援を図ります。

2 適切なケアマネジメントによるきめ細かなサービスの提供

サービス提供にあたっては、障がい者の心身の状況や生活課題などのアセスメントに基づき、適切なケアマネジメントを行い、町内または近隣市町村の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病など、障がい種別によらないきめ細かなサービス提供を進めます。

3 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

第2章 成果目標

第6期計画の計画終了年度である令和5年度（2023年度）に向けて以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

1 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標

〔第5期計画の推進状況〕

平成28年度末を基点に令和元年度末に施設入所者数1人の減少を目標とし、達成しています。

〔第6期計画の目標〕

国は、「施設入所者数を令和元年度末から1.6%以上削減すること」と、「令和元年度末に入所している障がい者の6%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。本町では、「入所者数の削減目標」、「入所から地域生活に移行する人数の目標」をそれぞれ1人と設定します。

● 「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標

項目	数値目標
令和元年度末時点の入所者数	15人
入所者数の削減目標	1人(6.7%)
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	1人(6.7%)

2 地域生活支援拠点等の整備目標

〔第5期計画の推進状況〕

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことです。

第5期計画中に西紋圏域で1か所整備することを目標に掲げましたが、未達成の見込みです。

〔第6期計画の目標〕

西紋圏域で1か所の整備を引き続き目標に掲げます。

3 「福祉施設から一般就労への移行」の目標

〔第5期計画の推進状況〕

「福祉施設から一般就労への移行」については、「就労移行支援事業等を活用して令和2年度に福祉施設から一般就労に1人移行」するなどの目標を掲げていましたが、就労移行支援事業そのものの利用がありませんでした。

〔第6期計画の目標〕

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は「令和5年度末における就労移行支援事業利用による年間一般就労移行者数が平成28年度の1.27倍以上になること」を目標としており、本町では、令和5年度末における一般就労移行者1人を目標に掲げます。

● 「福祉施設から一般就労への移行」の目標

項 目	数値目標
令和5年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数	1人

4 相談支援体制の充実・強化等

〔第6期計画の目標〕

「相談支援体制の充実・強化等」について、国は「令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること」を目標に掲げ、市町村に1か所の基幹相談支援センターの設置を求めています。

本町では、相談支援事業所において、関係機関と連携しながら、基幹相談支援センターが担う業務である「総合的・専門的な相談支援の実施」や「権利擁護・虐待の防止」などの業務を推進していきます。

基幹相談支援センターの役割

区 分	内 容
(1) 総合的・専門的な相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施
(2) 地域の相談支援体制の強化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） ・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）
(3) 地域移行・地域定着の促進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
(4) 権利擁護・虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業の実施 ・障がい者等に対する虐待を防止するための取組

5 障がい福祉サービス等の質を向上させる取組の体制構築

〔第6期計画の目標〕

「障がい福祉サービス等の質を向上させる取組の体制構築」について、国は「令和5年度末までに、都道府県や市町村において、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有などの取組を実施する体制を構築すること」を目標に掲げています。

本町では、町職員や障がい福祉サービス事業所職員が、道などによる人材育成や、障害福祉サービスの報酬請求・審査支払等に関する研修等に積極的に参加することを促進するとともに、情報共有を図り、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上に努めます。

6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

〔第5期計画の推進状況〕

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は「令和2年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」を目標に掲げています。本町においては、高齢者介護福祉施策である地域ケア会議において、地域包括ケアの推進を図っており、精神障がい者についても、その場において、保健、医療、福祉関係者が必要な支援を検討しています。

〔第6次計画の目標〕

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は「保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数」、「精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の月平均利用者数」を目標に掲げています。

「保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数」については、以下の数値目標を掲げ、既存の地域ケア会議において、その達成に努めます。

「精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の月平均利用者数」については、令和3年3月現在、遠隔地も含め、本町に住民票を有し入院等をしている対象者はいない状況ですが、新規に利用が必要なケースが生じた場合、着実に対応していきます。

●「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の数値目標

項目	数値目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	6回
協議の場への、保健、医療、福祉、介護の関係者、当事者、家族等の年間参加者数	30人
協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	1回
精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の月平均利用者数	新規に利用が必要なケースに着実に対応

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第1節 障がい福祉計画のサービスメニュー

障害者総合支援法に基づき、以下のサービスを提供します。

■障がい福祉計画のサービスメニュー

	障がいの種類				
	身体	知的	精神・発達	障がい児	難病
1 自立支援給付					
(1) 訪問系サービス					
①居宅介護	○	○	○	○	○
②重度訪問介護	○			○	○
③行動援護		○	○	○	
④同行援護	○			○	
⑤重度障がい者等包括支援	○	○		○	
(2) 日中活動系サービス					
①生活介護	○	○	○		○
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）	○	○	○		○
③就労移行支援・就労継続支援	○	○	○		○
④就労定着支援	○	○	○		○
⑤療養介護	○	○	○		○
⑥短期入所	○	○	○	○	○
(3) 居住系サービス					
①共同生活援助（グループホーム）	○	○	○		○
②施設入所支援	○	○	○		○
③自立生活援助	○	○	○		○
(4) 指定相談支援					
①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	○	○	○		○
(5) その他の自立支援事業					
①自立支援医療	○		○	○	
②補装具費の支給	○			○	○
2 地域生活支援事業					
①理解促進研修・啓発事業	○	○	○	○	○
②自発的活動支援事業	○	○	○	○	○
③相談支援事業	○	○	○	○	○
④成年後見制度利用支援事業		○	○		
⑤成年後見制度法人後見支援事業		○	○		
⑥意思疎通支援事業	○			○	○
⑦日常生活用具給付等事業	○	○	○	○	○
⑧手話奉仕員養成研修事業	○				
⑨移動支援事業	○	○	○	○	○
⑩地域活動支援センター事業	○	○	○		○
⑪日中一時支援事業	○	○	○	○	○
⑫自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業	○	○	○		
⑬生活サポート事業	○	○	○	○	○

第2節 自立支援給付の見込み

1 訪問系サービス

【サービスの内容】

訪問系サービスとして、居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援を提供します。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分1以上の方	自宅での入浴・排泄・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方(障害支援区分4以上)	自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方(障害支援区分3以上)	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
同行援護	視覚障がいの状態を判定する「同行援護アセスメント票」に基づき、同行援護が必要とされる方	外出時における援護(身体介護や代読、代筆など)を行うサービス
重度障がい者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方(障害支援区分6)」のうち、次の方が対象となる。 「①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障がい者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度の知的障がい者」 「②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者」	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供するサービス

【見込みおよび取り組みの方向】

- 訪問系サービスの見込みは以下の表のとおりとなります。
- 利用ニーズに応じたサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、ホームヘルパーの育成といったサービス基盤の充実に取り組みます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
利用者数(人)	4	4	3	3	2	2	2
利用時間数 (時間/月)	100	100	21	14	21	21	21

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

【サービスの内容】

常に介護を必要とする障がい者を対象とする通所サービスです。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者のうち、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上(施設入所は区分4以上) ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上(施設入所は区分3以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供

【見込みおよび取り組みの方向】

- 生活介護の見込みは以下の表のとおりとなります。
- きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
利用者数(人)	23	23	22	20	22	22	22
利用量(人日/月)	518	518	423	403	484	484	484

(2) 自立訓練

【サービスの内容】

自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校卒業生などを対象に地域生活への移行を図る上で必要なリハビリテーションを行います。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
機能訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ② 特別支援学校卒業生で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う。 [利用期間] 18か月以内
生活訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ② 特別支援学校卒業生や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ③ 宿泊型自立訓練の利用者	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う。 [利用期間] 24か月以内(長期入所者の場合は36か月以内)

【見込みおよび取り組みの方向】

- 自立訓練の見込みは以下の表のとおりとなります。
- きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第5期計画				第6期計画		
		30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	1	1	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	23	23	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0

(3) 就労移行支援・就労継続支援

【サービスの内容】

訓練・福祉的就労サービスとして、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」があります。

「就労継続支援A型」は、雇用契約に基づくサービスで、「就労移行支援」、「就労継続支援B型」は雇用契約に基づかないサービスです。

また、「就労移行支援」は終期を24か月以内と設定し、終了後の一般就労に向けた支援をより強化したサービスです。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う(利用期間24か月以内)
就労継続支援(A型＝雇用型)	① 就労移行支援を利用したものの企業等の雇用には結びつかなかった方 ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方 ③ 就労経験のある方で、現在雇用関係がない方	① 通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ② 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労継続支援(B型＝非雇用型)	① 企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ② 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用には結びつかなかった方 ③ 50歳に達している方 ④ アセスメントの結果、企業等の雇用や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方	① 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない) ② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う

【見込みおよび取り組みの方向】

- 就労移行支援・就労継続支援のサービスの見込みは以下の表のとおりとなります。
退院する精神障がい者や特別支援学校卒業生など、新たな利用者を見込みます。
- 各事業所や道、ハローワークなどと連携しながら、当該サービスの実施を促進していきます。

- 「雄武町障害者優先調達推進方針」に基づき、町自らの障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するとともに、町内の民間企業等への波及を図り、事業所の工賃の確保・向上に努めます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第5期計画				第6期計画		
		30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
就労移行支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	8	8	10	11	11	11	11
	利用量(人日/月)	184	184	188	190	242	242	242

(4) 就労定着支援

【サービスの内容】

就労定着支援は、一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面での様々な課題が発生し、就労定着につながらないといった課題に対応するため、企業・自宅への訪問などにより、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげるサービスです。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 本町では、第6期計画期間内の利用は見込みませんが、障がい者の就労を定着させるサービスとして、就労移行支援実施事業所を中心に、実施を働きかけていきます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

(5) 療養介護

【サービスの内容】

療養介護は、「長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な方へ日中活動の場を提供するサービス」です。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の方	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行う

【見込みおよび取り組みの方向】

- 療養介護の見込みは以下の表のとおりとなります。
- きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
利用者数(人)	1	1	1	1	1	1	1

(6) 短期入所

【サービスの内容】

短期入所（ショートステイ）は、一時的に障がい者支援施設などに入所するサービスです。一般的な「福祉型」のほかに、常時医療的ケアが必要な方への「医療型」があります。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
短期入所	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある方	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行う

【見込みおよび取り組みの方向】

- 短期入所の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、在宅移行の進展により需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。
- 重症心身障がい児・者など、常時医療的ケアが必要な方に対しては、医療機関などでの医療型短期入所の受け入れ先の確保に努めます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第5期計画				第6期計画		
		30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	5	5	2	2	2	2	2
	利用量(人日/月)	122	122	10	14	14	14	14
短期入所(医療型)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

【サービスの内容】

「共同生活援助(グループホーム)」は、障がい者が、就労や日中活動を行いながら、共同で生活する場です。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
共同生活援助(グループホーム)	身体障がい者(65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。)、知的障がい者、精神障がい者	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行う

【見込みおよび取り組みの方向】

- 共同生活援助の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 障がい者並びに家族の意向を踏まえながら、生まれ育った地域での暮らしを継続できるように、町内でのグループホームの設置に向け、場所の選定や施設の形態、運営体制などの検討を進めていきます。また、他市町村と連携を図りながら、受け入れ先の確保について検討するとともに、きめ細かなサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上などに努めます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第5期計画				第6期計画		
		30年度(2018)計画値	元年度(2019)計画値	30年度(2018)実績値	元年度(2019)実績値	3年度(2021)計画値	4年度(2022)計画値	5年度(2023)計画値
共同生活援助	利用者数(人)	16	16	18	18	17	17	17
うち日中サービス支援型	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者における共同生活援助	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

(2) 施設入所支援

【サービスの内容】

障がい者の入所施設は、長らく、身体障がい者入所療護施設、知的障がい者入所更生施設、精神障がい者入所授産施設など、障がい種別や目的により細かく分類されていましたが、障害者自立支援法の施行により、平成18年度から、障がい種別による区分がなくなるとともに、住まい(夜間)のサービスである「施設入所支援」と、日中活動とに分かれました。日中活動は、主に「生活介護」や「就労継続支援B」などのサービスを利用します。「施設入所支援」のサービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

【見込みおよび取り組みの方向】

- 施設入所支援の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 利用者のニーズを踏まえながら、受け入れ先の確保について検討するとともに、施設入所支援利用者の地域生活移行の促進に努めます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
利用者数(人)	16	16	17	16	16	16	16

(3) 自立生活援助

【サービスの内容】

「自立生活援助」は、共同生活援助または施設入所支援を受けていた障がい者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を受けるサービスです。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 本町では、第6期計画期間内の利用は見込みませんが、利用希望があった際に、円滑な利用が可能となるよう、雄武町自立相談支援事業所(雄武町地域包括支援センター内)でのサービス実施に努めるとともに、西紋圏域での広域運用なども

検討していきます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

4 指定相談支援

【サービスの内容】

障害者総合支援法では、障がい福祉サービスの利用に際し、サービス等利用計画を作成する「計画相談支援」、入所施設や医療機関から地域への移行に伴う相談支援である「地域移行支援」と、地域生活をはじめた障がい者から24時間対応で緊急的な相談を受ける「地域定着支援」がメニュー化されています。本町では、雄武町自立相談支援事業所（雄武町地域包括支援センター内）で、これら3種の相談支援を実施しています。サービスの対象者および内容は表のとおりです。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
計画相談支援	障害者総合支援法上のサービスを利用する(利用を希望する)障がい者	・相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成 ・基本相談支援(通常の相談)
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者	地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域移行した障がい者等	24時間体制の緊急時の相談支援等

【見込みおよび取り組みの方向】

- 計画相談支援は、障害者自立支援法上のサービスを利用する対象者すべてとなることを踏まえて見込みます。
- 相談支援専門員の育成等に努め、利用者への支援の充実を図っていきます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、きめ細かな相談支援により、在宅移行を促進し、自立生活へ支援していきます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第5期計画				第6期計画		
		30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
計画相談支援	実利用者数(人)	40	40	40	40	40	40	40
地域移行支援	実利用者数(人)	1	1	0	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数(人)	1	1	0	0	0	0	0

5 その他の自立支援給付

(1) 自立支援医療

自立支援医療は、障がい者医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があります。

「更生医療」は「18歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術など)のための医療費支給」、「育成医療」は「18歳未満の身体障がい児の手術など(斜視、股関節、奇形、心臓等の手術、人工透析など)のための医療費支給」、「精神通院医療」は「精神障がいなど心の病気による通院医療費の支給」です。

サービスの周知と障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

(2) 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」では、補装具を必要とする身体障がい者に購入費や修理費の給付を行っています。

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

第3節 地域生活支援事業の見込み

1 理解促進研修・啓発事業

【サービスの内容】

市町村が、地域住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。雄武町では実施していませんが、生涯学習関連事業や関係団体の自主事業などを通じて、地域住民が障がい者について理解を深めるための取り組みが実施されています。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 障がい者に対する理解を深めるため、必要に応じてこの事業の活用を検討していきます。

●サービスの実績および見込み

単位	第6期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
実施の有無	実施 検討	実施 検討	未実施	未実施	実施 検討	実施 検討	実施 検討

2 自発的活動支援事業

【サービスの内容】

障がい者等やその家族、地域住民等が、ピアサポート（互いの悩みを共有する交流）、災害対策、孤立防止のための見守り活動、その他社会活動を自発的に行うことを支援する事業です。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 自発的な活動を促進するため、この事業を活用した支援に取り組んでいきます。

●サービスの実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3 相談支援事業

【サービスの内容】

相談支援事業については、町が窓口となって障がい者一人ひとりの状況に応じた相談支援を行い、専門的な相談は指定相談支援事業所に委託をして実施しています。

●事業内容

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行う
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、自ら、障害者等の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う
市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置する事業
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援、入居者である障がい者家主等に対する、夜間を含めた緊急時の相談支援などを行う事業

【見込みおよび取り組みの方向】

- 相談支援事業の設置箇所の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 各相談機関の連絡・調整を密にとりながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりを促進します。また、住宅入居等支援事業については実施しませんが、町内での自立生活を希望する障がい者に対し、町が物件の確保に向けた調整等に努めます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第5期計画				第6期計画		
		30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
障害者相談支援事業	設置箇所	1	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	無

4 成年後見制度利用支援事業

【サービスの内容】

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。成年後見制度利用支援事業は、この成年後見制度の申し立てに要する経費を補助する事業です。

●サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用したまたは利用しようとする知的障がい者または精神障がい者	成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する事業

【見込みおよび取り組みの方向】

- 利用希望があった際に、当該事業を実施していきます。
- 障がい者の高齢化が進む中、この事業を活用しながら、成年後見による障がい者の権利擁護を図っていきます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
利用者数(人)	0	0	0	0 (2年度 実績2)	1	1	1

5 成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 成年後見制度が普及するには、後見人の育成が不可欠であり、法人後見実施のための研修、後見団体への支援のための弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の支援ネットワークの形成に向けて、広域の関係機関とともに、取り組んでいきます。

●サービスの実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施

6 意思疎通支援事業

【サービスの内容】

意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話通訳士（者）、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員等を派遣するサービス」です。また、手話通訳者を町に配置する事業も当該事業に含まれます。手話通訳については、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する試験への合格と登録に基づく「手話通訳士」と、都道府県の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされます。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 意思疎通支援事業の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 道や関係団体、ボランティアの協力を得ながら、提供体制の確保に努めます。また、町社会福祉協議会等と連携しながら、地域での手話通訳、要約筆記の人材育成に努めます。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第5期計画				第6期計画		
		30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数(人)	2	2	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置見込み者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

7 日常生活用具給付等事業

【サービスの内容】

日常生活用具の給付等の事業内容は表のとおりです。

●事業内容

事業名	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある方の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある方の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある方の在宅療養等を支援するための用具を給付
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある方の排泄管理を支援する衛生用品を給付
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	障がい者が自宅ですできるだけ自立した生活を送ることができるよう、住宅改修を行った場合に、日常生活用具の住宅改修費を給付(上限額あり)

【見込みおよび取り組みの方向】

- 排泄管理支援用具の利用は、今後も高いニーズがあることを見込みます。また、他の支援用具についても周知による利用者の増加を図ります。
- 障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

●サービスの利用実績および見込み（年間）

サービス名	単位	第5期計画				第6期計画		
		30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
①介護訓練支援用具	件	1	1	0	0	1	1	1
②自立生活支援用具	件	1	1	2	0	1	1	1
③在宅療養等支援用具	件	2	2	0	1	2	2	2
④情報・意思疎通支援用具	件	1	1	0	0	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件	90	90	140	144	144	144	144
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	0	0	1	1	1

8 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの内容】

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 手話を学びたい町民への学習機会を確保するため、必要に応じてこの事業の活用を検討していきます。

●サービスの実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
登録見込み者数(人)	0	0	0	0	0	0	0

9 移動支援事業

【サービスの内容】

移動支援事業は、「自立支援給付の訪問サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービス」です。厚生労働省は下記の3つのタイプを想定していますが、このうち、本町では、障害者総合支援法上のサービスとしては個別支援型を実施しています。

●事業内容

事業名	事業内容
個別支援型	個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援。
グループ支援型	複数の障がい者への同時支援。 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援。
車両移送型	福祉バス等車両の巡回による送迎。公共施設等障がい者の利便を考慮した経路を定めて運行するほか、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行。 (本町では障がい者に限定せず、福祉バスを随時運行している)

【見込みおよび取り組みの方向】

- 同行援護の利用を勘案しながら、以下の表のとおり見込みます。
- 現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、グループ支援型など、多様な手法での移動支援事業への参入を促進していきます。

●サービスの利用実績および見込み（年間）

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
実利用者(人)	10	10	10	8	8	8	8
延べ利用時間数(時間)	134	134	250	123	125	125	125

10 地域活動支援センター事業

【サービスの内容】

地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障がい者」に、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。紋別市に設置されており、本町の障がい者も通所しています。

●事業内容

事業名		事業内容
機能強化事業	I型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進にかかる理解啓発等を行う。相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。
	II型	雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。
	III型	概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が図られている地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業。
基礎的事業		利用者に対して、創作活動、生産活動、社会との交流などの機会を提供する。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 町外の事業所への委託を継続しつつ、町内における地域活動支援センターの設置をめざします。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	2	2	2
実利用者数(人)	2	2	2	2	4	7	7

11 日中一時支援事業

【サービスの内容】

日中一時支援事業は、障害者自立支援法により、障がい児の放課後の学童保育的な事業である「障害児タイムケア事業」と、「日中の日帰りショートステイ」が統合されてできた事業で、介護者が介護できない時に日中活動の場を提供しています。

平成24年度から、障がい児の放課後の学童保育的な事業は、児童福祉法による「放課後等デイサービス」に移行しましたが、市町村による柔軟なサービス展開を図ることができる事業として、存続しています。

●事業内容

事業名	事業内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 現行の実施事業の提供体制の確保を促進するとともに、サービスの質の維持・向上に取り組んでいきます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画		第6期計画		
	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
利用者数(人)	3	2	2	2	2
利用量(回/年)	93	98	100	100	100

12 自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業

【サービスの内容】

自動車運転免許取得費助成は、身体障がい者が自動車運転免許を取得する際、その費用を助成するものです。自動車改造費助成は、身体障がい者が、自家用車等を障がいの状況に応じて改造する際、その改造費を助成するものです。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 自動車を運転することで社会参加の幅が広がるよう、引き続きサービスを実施するとともに、サービスの周知により需要喚起を図ります。また、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら財源確保を図ります。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画		第6期計画		
	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
利用者数(人)	0	0	0	0	1

13 生活サポート事業

【サービスの内容】

生活サポート事業は、介護保険の訪問介護や自立支援給付の居宅介護等の対象とならない方にホームヘルパーを派遣し、生活支援や家事援助等を行っています。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 社会福祉協議会への委託により当該事業を実施し、サービスの周知を図ります。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画		第6期計画		
	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
利用者数(人)	0	0	0	1	2

第4編 第2期障がい児福祉計画

第1章 基本目標

第2期障がい児福祉計画においては、以下の3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

1 地域ぐるみの療育・発達支援の推進

子どもの障がいや発育・発達上の課題について、保護者の「気づき」の段階から、適切な時期に専門的な支援へつながるよう、保健、福祉、医療、保育・教育の各部門が連携し、一人ひとりの状況に応じた療育・発達支援を推進していきます。

2 重度障がい児支援の強化

重症心身障がい児、医療的ケア児、重度自閉症児など、重度障がい児が、社会とつながり、周囲の人々と共感しながら、健やかに生活していけるよう、地域での支援体制の強化を図ります。

3 保護者支援の強化

障がい児の保護者の介助による肉体的・精神的負担を軽減し、保護者が家庭や地域で健康的・文化的な生活を送れるよう、保護者支援機能を強化していきます。

第2章 成果目標

第2期障がい児福祉計画の計画終了年度である令和5年度（2023年度）に向けて、以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

1 児童発達支援センターの設置

〔第5期計画の推進状況〕

「児童発達支援センター」は、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援する施設であり、あわせて地域の障がい児やその家族への相談及び、障がい児を預かる施設への援助・助言などを行う障がい児支援の拠点施設です。

国は、「令和2年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げていましたが、本町の場合での確保が難しいことから、令和元年9月に西紋5市町村の広域連携により「西紋こども発達支援センター」を設置しています。

〔第6期計画の目標〕

国は、改めて、「令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置す

ること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げています。

本町では、単独の設置は難しいことから、引き続き「西紋こども発達支援センター」を活用し、本町在住の障がい児と保護者が利用しやすい環境づくりに努めます。

2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

〔第5期計画の推進状況〕

「保育所等訪問支援」は、障がい児が利用している保育所、幼稚園、学校などへ療育支援者が訪問し、障がい特性に応じた環境調整や関わり方、集団への働きかけなど集団生活適応のための専門的支援を行う事業です。

国は、「令和2年度末までに、各市町村で提供体制を構築すること」を目標に掲げていましたが、未達成の見込みです。

〔第6期計画の目標〕

国は、改めて、「令和5年度末までに、すべての市町村において利用できる体制を構築すること」を目標に掲げています。町外の事業所の協力を得ながら、支援が受けられる体制づくりに努めます。

3 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

〔第5期計画の推進状況〕

「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保」について、国は、「令和2年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げていましたが、未達成の見込みです。

〔第6期計画の目標〕

国は、改めて、「令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げています。

西紋圏域での提供に向け、関係市町村で連携し、参入を促進します。

4 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保

〔第5期計画の推進状況〕

「重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保」について、国は、「令和2年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げていましたが、未

達成の見込みです。

〔第6期計画の目標〕

国は、改めて、「令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保すること」を目標に掲げています。

西紋圏域での提供に向け、関係市町村で連携し、参入を促進します。

5 医療的ケア児支援の協議の場の設置

〔第5期計画の推進状況〕

医療的ケア児については、出生体重1,000g未満の超低出生体重児や先天性疾患のある場合、NICU（新生児集中治療室）などで医療が提供されますが、医療機関からの退院には、保護者の負担軽減や後方支援を担う地域医療の課題があり、地域生活を見据えた関係機関による協議が必要となります。

国は、「第5期計画開始年度である平成30年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村に設置すること」を目標に掲げていましたが、該当するケースがなかったため、協議の場は設置していません。

〔第6期計画の目標〕

国は、改めて、「令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域で設置すること」を目標に掲げています。

本町では、該当するケースがあった場合に、随時、協議の場を設置していきます。

6 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

〔第6期計画の目標〕

国は、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域で設置すること」を目標に掲げています。

関係市町村で連携し、西紋圏域でのコーディネーターの配置をめざします。

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第1節 障がい児福祉計画のサービスメニュー

障がい児が健やかに成長できるよう、児童福祉法に基づく障がい児通所支援と障がい児相談支援を提供します。

なお、障害者総合支援法によるサービスについては、「障がい福祉計画」に障がい児分を含んでいます。

■障がい児福祉計画のサービスメニュー

1 障がい児通所支援
(1) 児童発達支援
①児童発達支援事業
②医療型児童発達支援
③居宅訪問型児童発達支援
(2) 放課後等デイサービス
(3) 保育所等訪問支援
2 障がい児相談支援

第2節 障がい児通所支援の見込み

1 児童発達支援

【サービスの内容】

児童発達支援は、「療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の児童」を対象に、「日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービス」です。

医療型児童発達支援は、看護師や理学療法士または作業療法士を配置し、医療的ニーズへの対応を強化した事業です。

居宅訪問型児童発達支援は、「重症心身障がい児などの重度の障がい児で、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行うサービス」です。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 児童発達支援の見込みは次の表のとおりとなります。
- 町内に事業所がないため、日常的な利用は難しい状況ですが、もぺっと、西紋地区で広域運営をしている西紋こども発達支援センターと連携し、特に、長期休み期間中などの療育や預かりの機能の確保を図ります。

●サービスの利用実績および見込み

サービス名	単位	第5期計画				第6期計画		
		30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
児童発達支援事業	利用者数(人)	2	2	2	2	4	4	4
	利用量(人日/月)	15	15	4	3	12	12	12
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0

2 放課後等デイサービス

【サービスの内容】

放課後等デイサービスは、学校通学中の障がい児に対して、「授業の終了後又は休業日に施設等への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービス」です。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 放課後等デイサービスの見込みは以下の表のとおりとなります。
- 町内に事業所がないため、日常的な利用は難しい状況ですが、もぺっと、西紋地区で広域運営をしている西紋こども発達支援センターなど近隣市町村の事業所と連携し、特別支援学校在学生などの療育や預かりの機能の確保を図ります。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
利用者数(人)	4	4	5	5	6	6	6
利用量(人日/月)	37	37	7	7	10	10	10

3 保育所等訪問支援

【サービスの内容】

保育所等訪問支援は、障がいや発達に不安のある子どもが、集団生活の中で安心して過ごせるよう、保護者や保育所等の担当職員に専門的な助言や支援を行う事業です。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 保育所等訪問支援の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 対象となる子どもと保護者、保育所等の職員を支援するため、必要な際にサービスを提供していきます。
- 事業所による当該事業の提供体制の充実を広域市町村とともに働きかけていきます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
利用者数(人)	0	2	0	0	0	0	0
利用量(人日/月)	0	1	0	0	0	0	0

第3節 障がい児相談支援の見込み

【サービスの内容】

通所サービス等を利用するすべての障がい児を対象に、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います（入所の相談は児童相談所で行います）。また、基本相談支援（通常の相談）も行うサービスで、雄武町自立相談支援事業所（雄武町地域包括支援センター内）及び児童の生活圏域に所在する事業所で実施します。

【見込みおよび取り組みの方向】

- 障がい児相談支援の見込みは以下の表のとおりとなります。
- 相談支援専門員の育成等に努め、障がい児と保護者への支援の充実を図っていきます。

●サービスの利用実績および見込み

単位	第5期計画				第6期計画		
	30年度 (2018) 計画値	元年度 (2019) 計画値	30年度 (2018) 実績値	元年度 (2019) 実績値	3年度 (2021) 計画値	4年度 (2022) 計画値	5年度 (2023) 計画値
利用者数(人)	6	6	9	9	9	9	9

第5編 推進に向けて

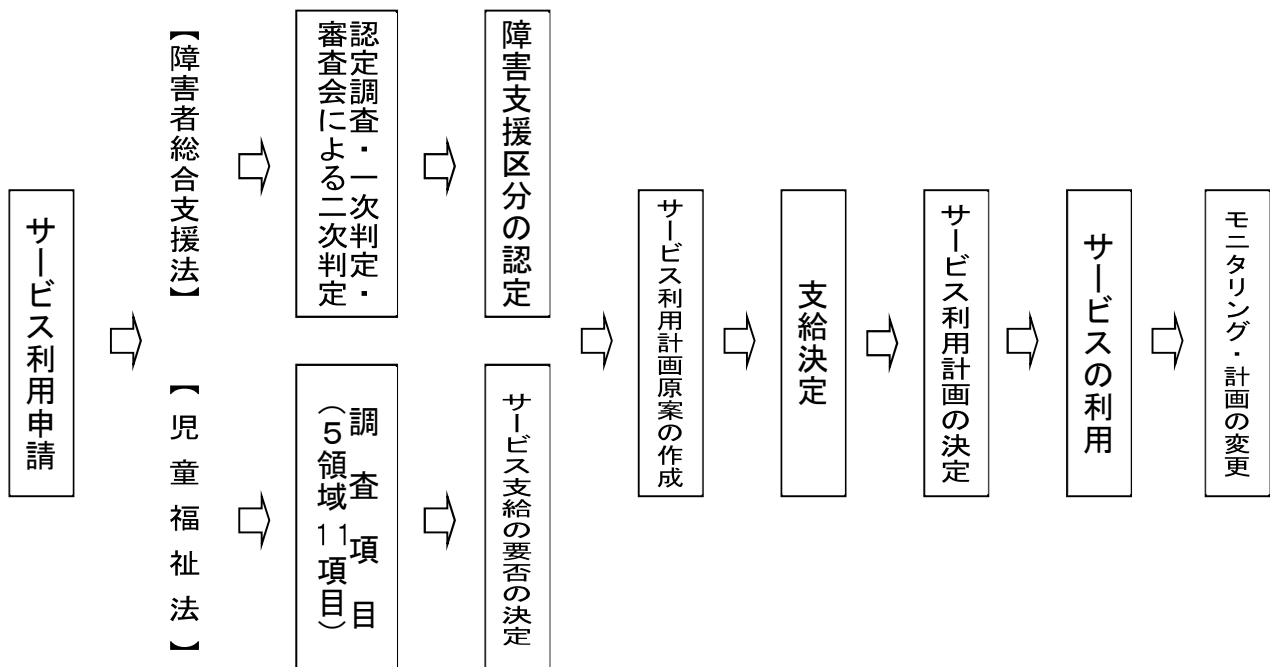
第1章 適切なケアマネジメントの実施

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用にあたっては、町による「障害支援区分の認定」、また、児童福祉法に基づく障がい児の通所サービス等の利用にあたっては、「サービス支給の要否の決定」により、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けた上で、相談支援専門員による「サービス等利用計画」の作成と一定期間ごとのモニタリングが制度化されています。

このほか、各サービス提供事業所が、「サービス等利用計画」をもとに、自事業所での一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、こちらも一定期間ごとにモニタリングを行っています。

こうしたケアマネジメントのしくみが適切に運用され、一人ひとりのニーズに基づく利用者本位のサービス提供が図られるよう、認定調査員や審査会委員、相談支援専門員などの知識・技術の向上を図るとともに、きめ細かなサービス担当者会議の実施を働きかけていきます。また、こうしたしくみについて、町内の障がい者や家族などへの周知に努めていきます。

サービスの利用申請から利用・モニタリングまでの概略



第2章 専門従事者の育成・確保

道や近隣市町村、関係機関等との連携を通じて、障がい者福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催などを通じて、障がい者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

第3章 行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

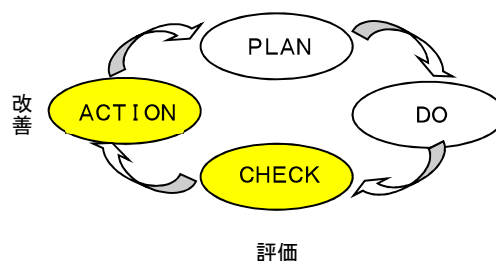
また、情報の共有化や取り組みの連携体制の向上を図り、事業の効率的・効果的な実施を図るため、担当者レベルでの会議を適宜開催していきます。

第4章 計画の推進

本計画の推進にあたっては、保健福祉課が中心となり、関係各課と随時連携を図りながら、計画（PLAN）・実施（DO）・評価（CHECK）・改善（ACTION）の「PDCAサイクル」により、各施策の進捗状況の定期的な把握を図ります。

また、障がい者代表や、指定相談支援事業者、サービス事業所などの保健・医療・福祉関係者、関係各課の担当者などで構成される「雄武町地域自立支援協議会」を活用し、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を中心に幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

PDCAサイクルによる進行管理



參考資料

1 策定委員会条例

雄武町高齢者保健福祉計画等策定委員会条例

平成 20 年 3 月 18 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本町における保健福祉に関する計画等の策定に関し、幅広い関係者の参画により、地域の特性に応じた事業計画等を検討することを目的として、雄武町高齢者保健福祉計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類)

第 2 条 策定委員会の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 雄武町高齢者保健福祉計画策定委員会
- (2) 雄武町介護保険事業計画策定委員会
- (3) 雄武町障がい者計画策定委員会

(構成)

第 3 条 策定委員会の委員は、前条に掲げる委員会の種類毎に 15 名以内とし、別に定める選任区分により、町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、特に定める場合を除き 3 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(役員)

第 5 条 策定委員会には、第 2 条に掲げる委員会の種類毎に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長があたる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 障がい者計画策定委員会委員名簿

雄武町障がい者計画策定委員会委員名簿

区 分	団 体 名	氏 名	摘 要
町内障がい者関係団体	雄武町身体障害者福祉協会	高 野 幸 治	
	共にあゆむ親の会	天 間 明 美	
	つくしの会	大 星 幸 恵	
	はまなす会	佐 藤 敏 之	
福祉関係団体	(福)雄武町社会福祉協議会	中 島 克 弥	
	雄武町民生児童委員協議会	石 井 幸 子	
教育等関係機関	雄武町校長会	菅 原 正 弘	
	雄武町若草保育所	大 水 麻 理	
雇用関係機関	(福)川東の里 オホーツク障がい者就業・生活支援センターあおぞら	天 羽 仁	
福祉サービス事業者	(福)にしおこっぺ福祉会 障がい者支援施設清流の里	沼 田 祐 司	
広域相談事業者	(一社)くらしネットLink 広域相談サロンくらしネット オホーツク	佐 藤 直 美	
	(特非)ねこやなぎ 西紋地域活動支援センターつばさの会	河 井 清 次	
関係委員会	雄武町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会	河 島 仁	
公募委員		相 坂 英 代	
		工 藤 雅 行	

■委員長 中 島 克 弥

■副委員長 石 井 幸 子

雄武町障がい者計画策定委員会事務局名簿

区 分	職 名	氏 名
事務局長	保健福祉課長	安 井 雅 憲
事務局次長	地域包括支援センター所長	佐々木 希美枝
事務局次長	保健福祉課長補佐	石 山 英 伸
事務局員	地域包括支援センター在宅支援係長	渡 邊 夕 喜
事務局員	保健福祉課保健係長	小 野 美 和
事務局員	保健福祉課社会福祉係長	落 合 俊 公
事務局員	保健福祉課社会福祉係	高 橋 奨
事務局員	保健福祉課社会福祉係	山 根 龍 哉

第7次雄武町障がい者計画

(第7次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)

令和3年3月

発行：雄武町

企画・編集：保健福祉課

〒098-1792 北海道紋別郡雄武町字雄武 700 番地

TEL : 0158-84-2023

FAX : 0158-84-4497

E-mail hoken@town.oumu.hokkaido.jp